

第8章

重点整備地区

—茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区—

1 重点整備地区の基本的な方針

(1) 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺の特徴・位置づけ

本市を代表する商業地・業務地であるとともに、各種公共公益施設が集中しており、本市の産業経済、行政サービス、文化等の中核的な機能を有しています。

また、『ちがさき都市マスタープラン』では中心市街地地域に区分されており、“都心的機能を持ったにぎわいのあるまち”を将来像として、多様な人が集う都市型交流をはぐくむ都市拠点の創出を目指すとともに、歩行者を中心とした機能的でだれもが利用のしやすい交通体系の整備を進めることとしています。

旧基本構想における特定事業計画*の完了事業は124件35%（令和4(2022)年度末）であり、未完了事業や継続事業を引き続き推進するとともに、新たな課題に対応した事業の設定が求められています。

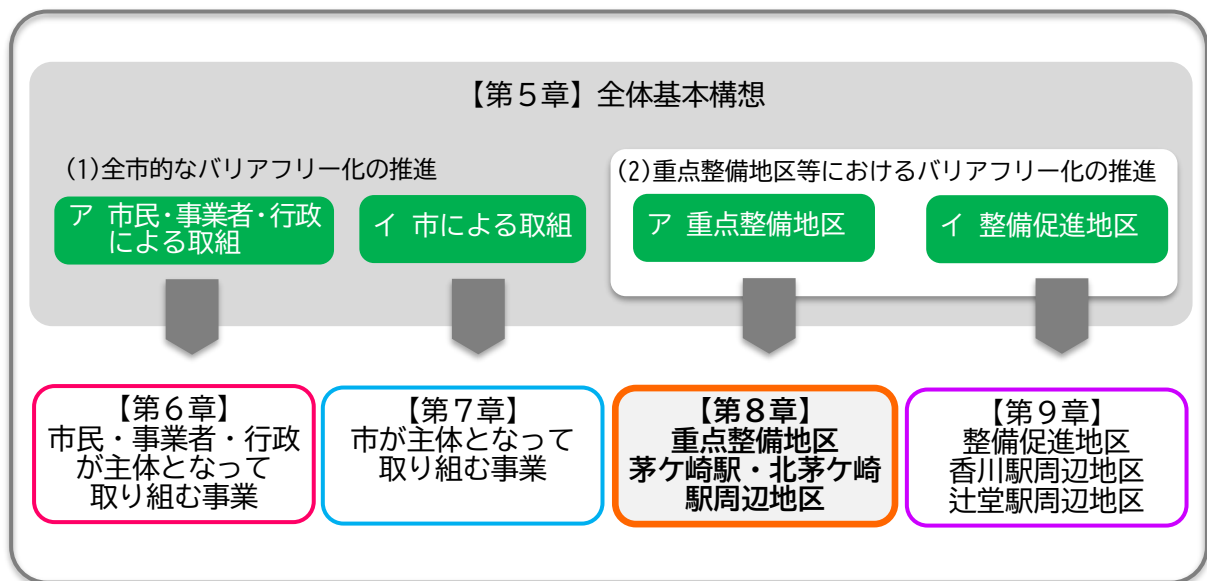


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

(2) 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺のバリアフリー化の方針

以下の7つの方針に基づき、地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することで、“だれもが安心して過ごせるまちづくり”の実現を目指します。

- ① 公共交通や道路を中心としたバリアフリー化による移動環境の向上
- ② 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化による利便性の向上
- ③ 沿道の建築物等のバリアフリー化による連続性の確保
- ④ 市立病院とバス停留所の一体的なバリアフリー化の推進
- ⑤ 公共サイン整備の推進
- ⑥ 市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進
- ⑦ 来街者が安心して訪れることができる観光バリアフリーの推進

① 公共交通や道路を中心としたバリアフリー化による移動環境の向上

- ・茅ヶ崎駅周辺は、平成14(2002)年に策定した『茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画』に基づき、安全な歩行空間の整備や、駅ビル内自由通路、駅前広場（ペデストリアンデッキを含む）が一体的に整備されましたが、地域の骨格となる道路で歩道が設置されていない箇所がまだあります。駅周辺道路における安全な歩行空間の確保を推進します。
- ・また、歩道が設置された道路においても、歩車道の段差解消やバス停留所の整備など、さらなるバリアフリー整備によるだれもが移動しやすい環境づくりの実現に取り組めます。

② 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化による利便性の向上

- ・北茅ヶ崎駅は、改札からホームまでの経路がバリアフリー化されておらず、車いす利用者等の利用が困難な状況です。
- ・『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、バリアフリー化の達成目標として、1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅及び1日平均乗降客数が2,000人以上3,000人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である鉄道駅は、令和7(2025)年度までに原則としてバリアフリー整備を実施することとしています。北茅ヶ崎駅は、1日平均乗降客数が約5,000人であることを踏まえ、令和7(2025)年度までのバリアフリー化を推進します。
- ・北茅ヶ崎駅のバリアフリー化にあたっては、周辺からのアクセス性にも考慮した検討を目指します。

③ 沿道の建築物等のバリアフリー化による連続性の確保

- ・中心市街地としての回遊性を高め、多様な交流を促進するため、公共交通や道路のバリアフリー整備にあわせて、沿道の建築物や路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を図り、移動や施設利用の連続性の確保を推進します。
- ・また、商店街などの小規模建築物においてもバリアフリー化を推進します。

④ 市立病院とバス停留所の一体的なバリアフリー化の推進

- ・市立病院は、基本理念に「健やか・共創」を掲げ、急性期医療を担う地域の基幹病院として地域医療の発展に貢献しています。また、市内各駅を結ぶバスの結節点となっており、停留所のバリアフリー化や、多様な移動者を想定した案内の充実が求められます。
- ・だれもがいきいきと暮らすふれあいあふれる地域づくりを実現するため、市立病院も含めた一体的なバリアフリー化を推進します。

⑤ 公共サイン整備の推進

- ・茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺には、各種公共公益施設や商業施設などが立地し、多くの市民や来街者が訪れます。そのため、公共交通機関から目的の施設まで迷うことなく訪れることができるだれにでもわかりやすい公共サイン整備を推進します。

⑥ 市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進

- ・高齢者、障がい者等が安心して居住できる環境をつくるため、バリアフリー化された施設の運用面での課題（視覚障がい者誘導用ブロック上の障害物、車いす使用者用トイレ*の利用者の拡大により本当に必要な人が利用できない等）改善に向けたマナー向上や、高齢者、障がい者等への理解促進など、市民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進します。

⑦ 来街者が安心して訪れることができる観光バリアフリーの推進

- ・海水浴場や商店街など本市を代表する観光地においては、来街者が安心して訪れることができるように、情報提供や交通アクセスの向上、観光地のバリアフリー整備など「観光バリアフリー」を推進します。

2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 生活関連施設

バリアフリー法では、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を生活関連施設の対象としています。また、「建築主等は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物*を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めています。

従って、重点整備地区内で対象とする生活関連施設は、特別特定建築物の内容も踏まえながら、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設で、駅を中心とした徒歩圏（概ね500m～1km以内の範囲）に立地している施設を対象とします。

なお、駅からの徒歩利用が想定される海岸付近の施設や、バスターミナルとして拠点性の高い市立病院など、1km圏外の施設においても、施設までの経路のバリアフリー整備が求められる施設は生活関連施設に設定しています。

表 重点整備地区における生活関連施設の設定の考え方

種別	生活関連施設に設定する施設	設定の考え方
市役所・支所	市役所・支所	公共性が高く、高齢者、障がい者等を含む不特定多数の利用者が見込まれるため設定
文化・教育・スポーツ施設	文化会館・図書館・美術館・博物館・体育館・地域集会施設（コミュニティセンター）・青少年会館 等	
福祉施設等	社会福祉協議会・子育て支援施設・障がい者支援施設・高齢者支援施設 等	
病院	総合病院（病床数100床以上）	
主な官公署等	保健所・郵便局（支店） 等	
大規模店舗	店舗面積が2,000㎡以上の大規模小売店舗	公共性が高く、バリアフリー法の基準適合義務が課せられる施設のため設定
宿泊施設	客室数50以上のホテル又は旅館	
駐車場	駐車の用に供する面積が500㎡以上かつ料金徴収のある市営駐車場	
都市公園等	近隣公園・地区公園・広域公園・特殊公園・海水浴場 等	都市公園や海水浴場のうち、2ha以上で近隣又は広域からの利用が見込まれるため設定
その他	協議会や市民意見を踏まえて生活関連施設に設定	地域活動（防災訓練）等で使用する中心市街地の小中学校

表 生活関連施設一覧

種別	名称
市役所・支所	茅ヶ崎市役所
	茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー）
文化・教育・スポーツ施設	茅ヶ崎市民文化会館
	茅ヶ崎市立図書館
	茅ヶ崎市美術館
	茅ヶ崎市総合体育館
	茅ヶ崎市体育館
	茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」）
	高砂コミュニティセンター
	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ（茅ヶ崎トラストビル内）
	茅ヶ崎市勤労市民会館
	茅ヶ崎市青少年会館
	茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス ※名称変更
	ちがさき市民活動サポートセンター
福祉施設等	茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
	茅ヶ崎市社会福祉協議会（障害者生活支援センター）（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
	茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
	老人福祉センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
	茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
病院	茅ヶ崎市立病院
	茅ヶ崎中央病院
	茅ヶ崎徳洲会病院
官公署等	茅ヶ崎市保健所 ※名称変更
	茅ヶ崎郵便局
大規模店舗	ラスカ茅ヶ崎
	ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店 ※名称変更
	イトーヨーカ堂茅ヶ崎店
	イオン茅ヶ崎中央店
	イオンスタイル湘南茅ヶ崎 ※名称変更
	島忠 茅ヶ崎店 ※名称変更
	フレスポ茅ヶ崎
宿泊施設	東横 INN 湘南茅ヶ崎駅北口
駐車場	茅ヶ崎第2駐車場 ※新規生活関連施設
	茅ヶ崎第3駐車場 ※新規生活関連施設
	茅ヶ崎第4駐車場 ※新規生活関連施設
都市公園等	第一カッターきいろ公園 ※ネーミングライツによる中央公園の愛称（契約期間：令和 8（2026）年 3 月末まで）
	茅ヶ崎公園
	高砂緑地
	サザンビーチちがさき
その他	茅ヶ崎小学校
	梅田小学校
	梅田中学校

(2) 生活関連経路

生活関連経路は、バリアフリー法の定義（生活関連施設相互間の経路）を勘案して、駅周辺の歩行者の主要な動線、ならびに鉄道駅や主要施設、主要施設間を結ぶ主な経路を基本とし、道路、駅前広場、自由通路等をバリアフリー法に基づく生活関連経路に設定しました（主要経路）。

また、主要経路以外の経路においても、地域の骨格となる経路や生活関連施設までの歩行空間ネットワークを確保するうえで補完すべき経路等は、生活関連経路に設定し（補完経路）、重点的かつ一体的なバリアフリー整備を進めます。

表 重点整備地区における生活関連経路の設定の考え方

経路名称		設定の考え方
生活 関 連 経 路	主要経路	・生活関連施設相互間の経路
	補完経路	・地域の骨格となる経路 ・生活関連施設までの歩行空間ネットワークを確保するうえで補完すべき経路

(3) 重点整備地区

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、重点整備地区の要件について、生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること、そして移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区としています。

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区の区域は、前述の生活関連施設及び生活関連経路を含み、重点的かつ一体的なバリアフリー整備が必要な地区と設定します。具体的には、『ちがさき都市マスタープラン』における中心市街地地域、かつ、茅ヶ崎駅を中心とした徒歩圏(概ね500m～1km以内の範囲)を基本とし、本市を代表とする観光スポットであり主要な施設も多く集積する海岸側や、交通拠点としても機能性が高い茅ヶ崎市立病院のある北茅ヶ崎駅の東側を加えた範囲を重点整備地区に設定しました。なお、重点整備地区の境界は、道路や河川、都市計画道路等によって明確に表示して定めます。

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区の重点整備地区図を次ページに示します。

(面積:約310ha)

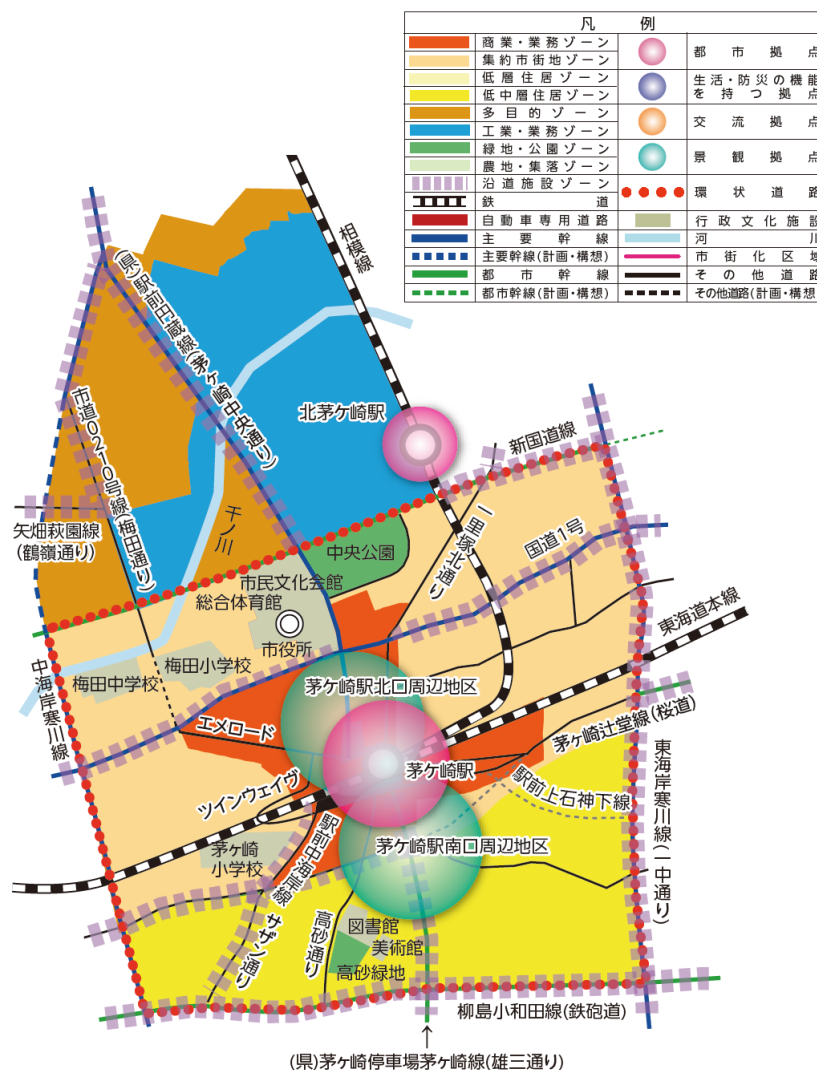
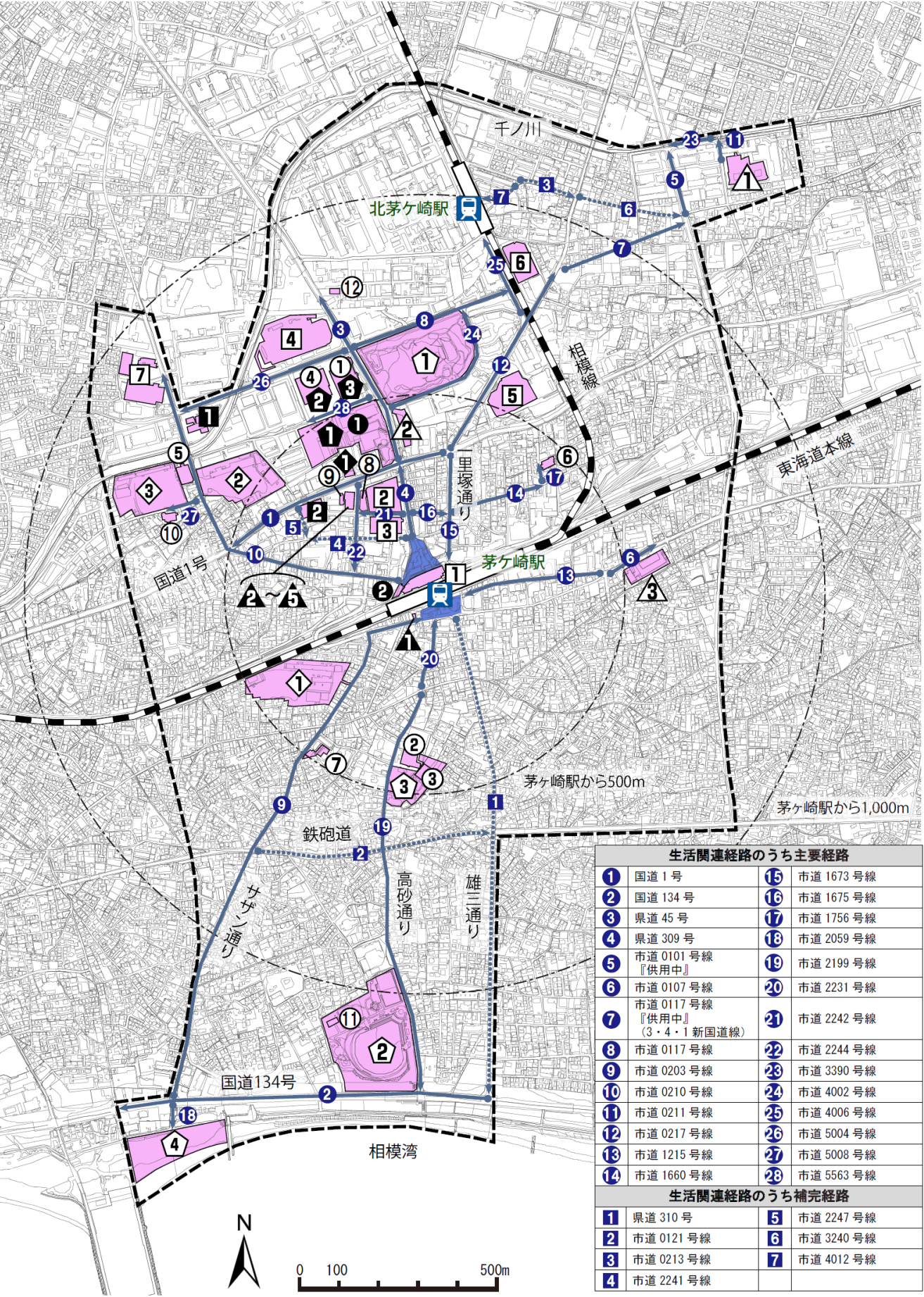


図 『ちがさき都市マスタープラン』 中心市街地地域整備方針図



茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺 重点整備地区

市役所・支所

- ① 茅ヶ崎市役所
- ② 茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー）

文化・教育・スポーツ施設

- ① 茅ヶ崎市民文化会館
- ② 茅ヶ崎市立図書館
- ③ 茅ヶ崎市美術館
- ④ 茅ヶ崎市総合体育館
- ⑤ 茅ヶ崎市体育館
- ⑥ 茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ヶアセンター・子どもの家「茅っ子」）
- ⑦ 高砂コミュニティセンター
- ⑧ 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ（茅ヶ崎トラストビル内）
- ⑨ 茅ヶ崎市勤労市民会館
- ⑩ 茅ヶ崎市青少年会館
- ⑪ 茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス
- ⑫ ちがさき市民活動サポートセンター

福祉施設等

- ① 茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
- ② 茅ヶ崎市社会福祉協議会（障害者生活支援センター）（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- ③ 茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- ④ 老人福祉センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）
- ⑤ 茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター（さがみ農協茅ヶ崎ビル内）

病院

- ① 茅ヶ崎市立病院
- ② 茅ヶ崎中央病院
- ③ 茅ヶ崎徳洲会病院

主な官公署等

- ① 茅ヶ崎市保健所
- ② 茅ヶ崎郵便局

大規模店舗

- ① ラスカ茅ヶ崎
- ② ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT茅ヶ崎店
- ③ イトーヨーカ堂茅ヶ崎店
- ④ イオン茅ヶ崎中央店
- ⑤ イオスタイル湘南茅ヶ崎
- ⑥ 島忠 茅ヶ崎店
- ⑦ フレスポ茅ヶ崎

宿泊施設

- ① 東横INN湘南茅ヶ崎駅北口

駐車場

- ① 茅ヶ崎第2駐車場（市役所駐車場）
- ② 茅ヶ崎第3駐車場（総合体育館駐車場）
- ③ 茅ヶ崎第4駐車場（市民文化会館駐車場）

都市公園等

- ① 第一カッターきいろ公園（中央公園）
- ② 茅ヶ崎公園
- ③ 高砂緑地
- ④ サザンビーチちがさき

その他

- ① 茅ヶ崎小学校
- ② 梅田小学校
- ③ 梅田中学校

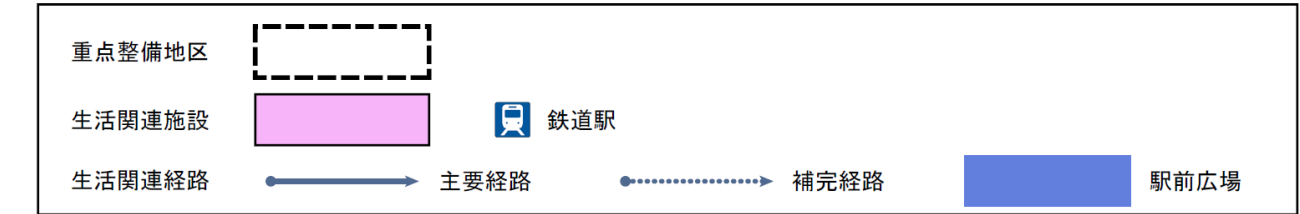


図 茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区 重点整備地区図

3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項

(1) バリアフリー化に関する主な基準等

重点整備地区内の生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化は、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合、関連するガイドラインや条例等に留意した整備の推進が基本となります。

重点整備地区外においても、施設等の新設・改修する際には、以下の基準やガイドライン等に留意した整備を推進し、市内のバリアフリー環境のボトムアップを目指します。

表 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	特定事業項目	名称	所管等/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】令和4年3月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】令和3年1月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】令和2年12月
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】令和2年12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】令和4年3月改正
	路 外 駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】平成18年12月
ガイドライン等	都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】平成24年3月改正
	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省令和4年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省令和4年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省令和4年3月改訂
	道 路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省令和4年6月
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省令和3年3月改訂
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省令和4年3月改訂
条例等	教育啓発	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	国道交通省令和4年6月
	公共交通・道路・建築物・路外駐車場・都市公園等	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	神奈川県令和4年10月改正
		神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック	神奈川県平成31年3月
	道 路	茅ヶ崎市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例	茅ヶ崎市平成25年3月
	都市公園	茅ヶ崎市都市公園条例	茅ヶ崎市昭和59年3月

(2) バリアフリー化の整備推進に向けた共通の配慮事項

多様な市民参加による取組で頂いた市民意見や、バリアフリー法の改正、移動等円滑化基準等を踏まえ、施設設置管理者がバリアフリー化に取り組む際の配慮事項を整理しました。生活関連施設及び生活関連経路の施設設置管理者に対して、新設・改修等に併せた基準適合に加え、重点整備地区内のさらなるバリアフリー化に向けて、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう働きかけていきます。

特定事業ごとに共通の配慮事項を整理しますが、教育啓発特定事業に関連するバリアフリー配慮事項は、それぞれの特定事業に関連するバリアフリー配慮事項の中で整理しています。

ア 公共交通特定事業

(ア) 鉄道のバリアフリー化

a 旅客施設（鉄道駅）

(a) 茅ヶ崎駅

茅ヶ崎駅は、改札口のある2階部分が北口と南口をつなぐ自由通路となっており、各出口～改札口、改札口～各ホームまでのバリアフリールート*は確保されています。また、平成27(2015)年には自由通路の一部や駅設備（エレベーター、車いす使用者用トイレ等）が改修されるなど、駅のバリアフリー化は実施されています。さらに、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）に遵守義務が課されたことにより、バリアフリー設備を用いた役務の提供が定着化し、駅員による対応が充実しました。

一方で、利用者が多い駅であり、混雑時のホームや通路では、視覚障がい者等が転落や衝突の危険を感じています。また、ベビーカー利用者が多く、エレベーター利用時に並ばなくてはならない状況が生じています。車いす使用者用トイレでは、利用者が集中してしまい、車いす使用者などが使えない状況や、利用のマナーが守られない状況が生じています。案内・情報提供については、平常時に加えて非常時においても、障がい者や外国人等が必要な情報を得られるように配慮する必要があります。

また、AI*や IoT*を活用した DX（デジタルトランスフォーメーション）*が加速する中、最新の技術の活用や技術の向上により、障がい者等が単独で乗降できるような整備が求められています。

表 旅客施設（茅ヶ崎駅）のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
通路	通路の安全対策（混雑時）
ホーム	ホーム上の安全対策（可動式ホーム柵*設置、ホームと車両の段差や隙間の縮小 等）
	乗車位置の明示（車いす使用者）
案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮（やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置 等）
教育啓発等	駅員教育の実施（多様な利用者への適切な対応）
	利用ルール啓発（駅利用者へのエレベーターや車いす使用者用トイレなど）
役務の提供等	駅員による役務の提供の徹底と人的対応の充実
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT*機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達 等）

（b）北茅ヶ崎駅

北茅ヶ崎駅は、地上にある改札口とホームが跨線橋で連絡されており、移動には階段を使う必要があります。バリアフリースイッチもなく、バリアフリー化は未実施の状況です。

また、駅員が常駐しておらず無人化の時間帯がある駅であり、車いす使用者などが日常的に駅を利用することは難しい状況です。

表 旅客施設（北茅ヶ崎駅）のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
通路	バリアフリー化された経路の確保（改札口からホームまで）
ホーム	ホーム上の安全対策（内方線付点状ブロック*の設置、ホームと車両の段差や隙間の縮小 等）
券売機	移動等円滑化基準に沿った設備改良（券売機の蹴込み*の設置など）
トイレ	バリアフリースイッチの設置（多様な利用者への適切な対応）
案内	音声案内の充実（無人化の時間帯など）
教育啓発等	駅員教育の実施（多様な利用者への適切な対応）
役務の提供等	駅員による案内やサポートなどの対応の充実
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達 等）

b 車両等

各車両に優先席が設けられるとともに優先利用に関する案内が提示されており、利用マナーに関する理解は広まっているものの、未だに優先利用が必要な人が利用できない状況があります。ポスター掲示や車内放送での呼びかけなど、引き続き、利用者へのマナー啓発を行う必要があります。

また、車いすスペースについても、同様に利用者へのマナー啓発が必要です。

車内の案内・情報提供については、旅客施設と同様に、平常時に加えて非常時においても、障がい者や外国人等が必要な情報を得られるように配慮する必要があります。

表 車両等（鉄道）のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮（やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置等）
教育啓発等	マナー啓発（駅利用者への優先席や車いすスペースの優先利用）
	乗務員教育の実施（多様な利用者への適切な対応）

<参考> 旅客施設（鉄道駅）のバリアフリー化

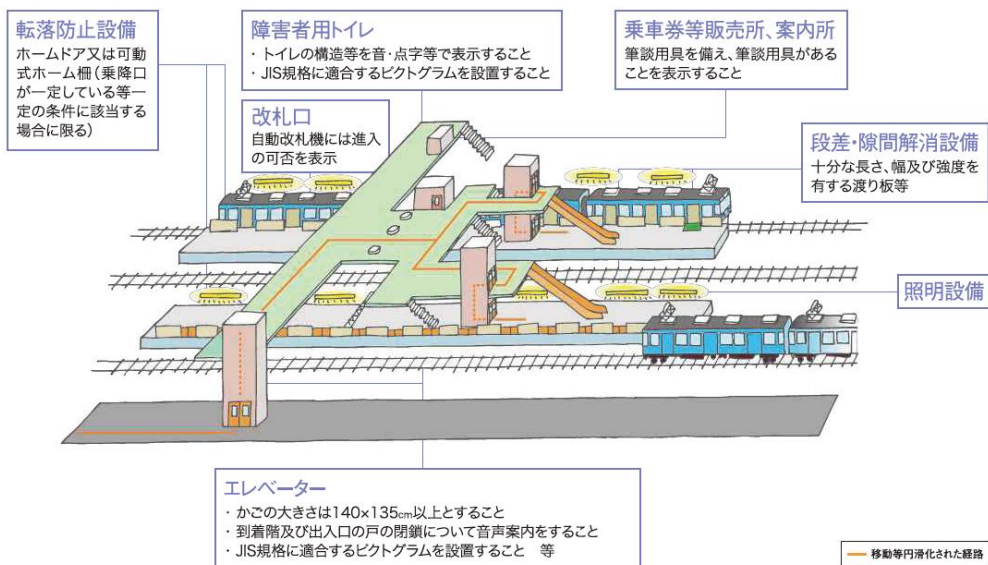


図 バリアフリー化された旅客施設（鉄道駅）のイメージ

出典：バリアフリー新法の解説（国土交通省、警察庁、総務省）



写真 可動式ホーム柵(左) 内方線付点状ブロック(右)

(イ) バスのバリアフリー化

a 車両等

(a) 路線バス

茅ヶ崎駅周辺は多くのバス路線が集中しており、高齢者、障がい者を含む多くの市民が日常的にバスを利用しています。低床バスの導入や、大きな画面の車内電光掲示、リアルタイムの運行情報がスマートフォンで検索できるなどのバリアフリー化が進んでいます。

一方、市民意見では、車いす使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供やベビーカー利用者の使い勝手、バス停留所への停め方による乗降のしにくさなどについて改善の余地があると指摘されています。

令和5(2023)年3月には、障がい者用の IC カードが導入され、IC カードをかざすだけで割引運賃での乗車が可能となりましたが、引き続き、乗務員による役務の提供やサポート、障がい理解の促進が必要です。

(b) コミュニティバス

コミュニティバスえぼし号は、バスとタクシーの間の役割を果たすことを目指して平成14(2002)年に運行が開始しました。既存のバス路線が行き届かなかった地区を中心に、狭い道路も含めて身近な交通手段を提供するために、全車両ノンステップバスによる運行がされています。特に中海岸南湖循環市立病院線では車いす使用者も含め利用者が多く、市立病院での乗り継ぎも多く見られます。

表 車両等(バス)のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
乗降口	バリアフリー化された車両への代替(ノンステップバスなど)
	設備の使用方法的案内(ベビーカーの固定方法の説明などの改善)
	障がい者仕様のICカードの導入
案内・情報提供	行先が複数あるバス停留所での案内や情報提供(車外アナウンス等)
教育啓発等	乗務員の教育を実施(多様な利用者への適切な対応)
	乗客への啓発を実施(高齢者、障がい者等への座席の譲り合いや障がい理解等に関する声かけ・ポスター掲示・動画を流す 等)
役務の提供等	安心・安全な乗降の提供(バス停留所への正着*やニーリング*(車両を傾けて勾配を緩和する)の徹底)
	円滑な乗降に必要なサポートの徹底(車いす使用者やベビーカー)
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮(多種多様な方法による情報伝達 等)

b その他

(a) 路線バス

市民意見では、バス停留所の構造、バス停留所の案内などについて改善が必要と指摘されています。道路管理者と連携した取組の推進が必要です。

(b) コミュニティバス

市民意見では、便利に利用しているという意見が多い一方、十分な歩道幅員がないところに設置されたバス停留所での危険や場所のわかりにくさの指摘があり、バス停留所の安全対策について道路管理者と連携した取組が必要です。

表 その他(バス)のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
バス停留所	バス停留所へのベンチ・上屋の設置や安全な待合空間の確保(道路管理者や沿道との協議)
	バスが正着(停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良(道路管理者との連携)
案内・情報提供	バス停留所の案内の充実(時刻表にノンステップバス運行の表示、わかりやすい路線図、乗継案内、ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)
	音声案内や電光掲示による情報提供(バス停留所へのバス接近表示システム*)

<参考> バスのバリアフリー化

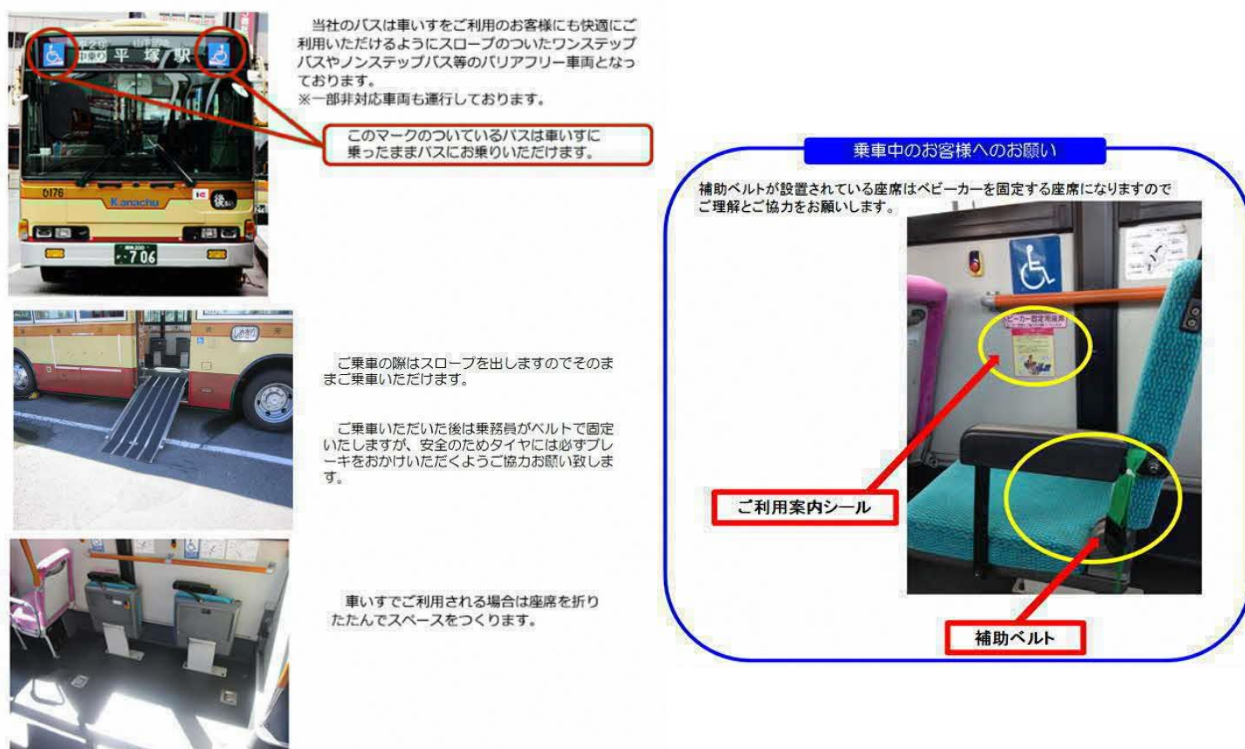


図 バリアフリー化された車両等(バス)のイメージ

出典:神奈川中央交通(株)ホームページ

(ウ) タクシーのバリアフリー化

a 車両等

旧基本構想策定時に実施したアンケート調査では、障がい者が日常的にタクシーを利用する傾向があることがわかりました。車いすのまま乗車できるユニバーサルデザインタクシー*や福祉タクシー*の導入や、利用者への丁寧で適切な対応について改善の必要性が指摘されています。

表 車両等(タクシー)のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
乗降口	車いすのまま乗車できるユニバーサルデザインタクシーや福祉タクシーの導入
案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮(やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置等)
教育啓発等	乗務員の教育を実施(多様な利用者への適切な対応等)
役務の提供等	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
	乗務員による役務の提供の徹底(多様な利用者への適切な対応)
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮(多種多様な方法による情報伝達 等)

<参考> タクシーのバリアフリー化



写真 ユニバーサルデザインタクシー

出典:(一社)神奈川県タクシー協会ホームページ

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において認定レベル2*を満たした一般車両	「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において認定レベル1*を満たした一般車両

図 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度マーク

参考:国土交通省ホームページ

イ 道路特定事業

(ア) 道路・駅前広場・立体横断施設のバリアフリー化

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺の道路は、茅ヶ崎駅北側については主要な道路に歩道が設置され、地下横断歩道のバリアフリー化（エレベーター設置）がされているなど、バリアフリー化が実施されています。駅南側については、歩道の狭い道路や歩道のない道路が多く、バリアフリーネットワークの形成に向けて課題が多い地域となっています。

重点整備地区全体として、自転車利用が非常に多く、歩行者が危険を感じている状況が多く指摘されています。また、歩道のある道路では、交差点や路肩の端部、自動車の乗り入れ部などの横断勾配や、視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置や破損箇所の補修、溝幅の大きいグレーチング等についても多くの指摘がされています。

歩道のない道路では、路肩の拡幅や平坦化、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実情に合わせて可能な交通安全対策について、交通管理者と連携して取り組み、安全な歩行空間の確保が必要です。

駅前広場については、一般的な道路に必要なバリアフリー化とあわせ、乗降場やバス案内、トイレ、駅出入口周辺の動線などへの配慮や、ペDESTリアンデッキのエレベーターの利便性向上が必要です。

商店街のある道路では、駐輪スペースや花壇、石畳風の舗装などによる景観向上と歩きやすさの確保について議論があり、みちづくりへの市民意識の共有が必要との意見が示されました。また、視覚障がい者誘導用ブロックが車いす使用者にとってはがたつきの原因になるなど、障がいと感ずることの違いで意見が対立する場合があることに留意し、相互理解を深めることが重要であるという意見がありました。

表 道路・駅前広場・立体横断施設のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
歩道等	移動等円滑化基準に適合した整備（2m以上の幅員、平坦で滑りにくい舗装、視覚障がい者誘導用ブロックの設置 等）
	がたつきの解消（車いすやベビーカーががたつきにくい舗装材の採用）
	歩行者の安全性の向上（自転車通行空間の明示）
	歩道と車道の勾配を解消（車両乗り入れ部や交差点部）
	視覚障がい者が認識でき、車いすが円滑に通行できる歩車道境界ブロックの整備
	視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置（歩車道境界やバス停留所・生活関連施設前等の必要な箇所への設置、JIS 規格*への適合、周囲との色の差の確保、ブロックの両側（60 cm程度）は障害物を設けない 等）
	側溝のフタ（グレーチング）等の改良（白杖や車いすの移動の障がいとならない目の細かいものに改良）
	バス停を設置する場合は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造に改良
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮

項目	配慮事項
	商店街等では、沿道店舗と連携した出入口部の段差解消やたまり空間の確保
	沿道敷地と連携した段差の解消（生活関連施設等への円滑なアクセス）
	歩道のない道路では、経路の実状に合わせて可能な交通安全対策を実施（路肩の拡幅、平坦化、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設 等）（交通管理者と連携）
駅前広場	タクシー乗降場の構造（高齢者、障がい者との利用に配慮）
駅前広場・立体横断施設	エレベーターは、障がい者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど）とし、利用実態に合った十分な大きさや稼働時間を確保
	駅前広場・立体横断施設などのエレベーターやスロープ、乗降場などの案内は、大きくわかりやすいピクトグラム（標準案内用図記号）等を活用
立体横断施設	歩道橋のバリアフリー化（エレベーターの設置、スロープの設置、交通管理者と連携し撤去・平面横断化 等）
踏切	安全な歩行空間の確保（歩車道分離、斜め踏切の改良、踏切内の平滑化 等）（鉄道事業者と連携）
	視覚障がい者の安全な誘導対策の検討（視覚障がい者誘導用ブロックの連続設置 等）（鉄道事業者と連携）
案内	生活関連経路上の主要な箇所に、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりやすい公共サイン（地図や施設案内、通り名称表示等）を設置（必要に応じ点字表示、ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用 等）
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用 等）
安全対策	歩道等の適正な機能を確保（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車、歩道を狭める看板、商品陳列などへの指導）
	違法駐車や自転車等の放置における取り締まりの強化（違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や本市との連携）
維持管理	適切な維持管理（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン 等）
教育啓発等	自転車利用者へのルール啓発や取締りの強化（交通管理者と連携）
	市民が使い方を共有できるみちづくりへの取組（参加型取組）

<参考> 道路・駅前広場・立体横断施設のバリアフリー化

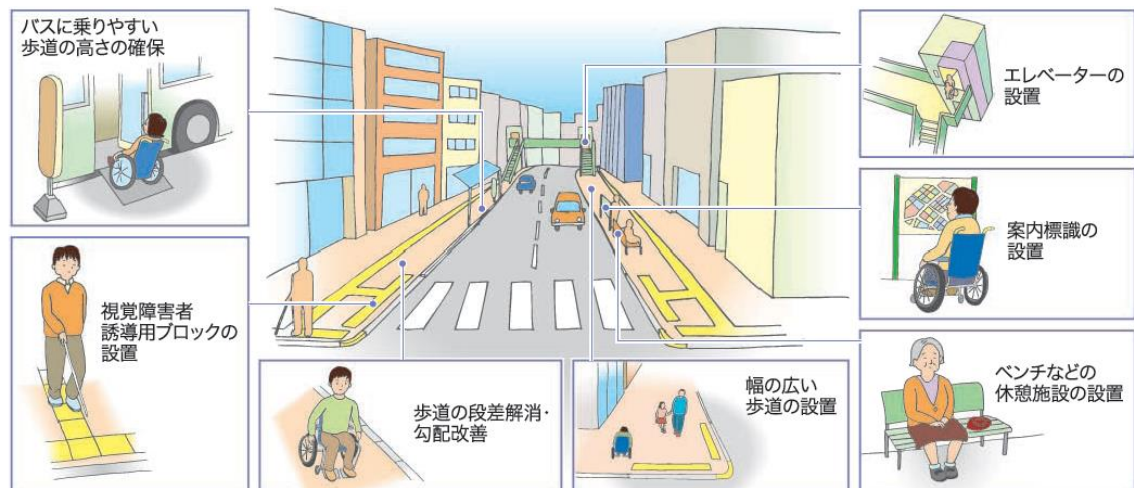


図 道路のバリアフリー化

出典：バリアフリー新法の解説（国土交通省、警察庁、総務省）



写真 視覚障がい者誘導用ブロック(左) 案内板・案内サイン(中) 安全対策(カラー舗装化)(右)

ウ 交通安全特定事業

(ア) 交通安全施設（信号機等）のバリアフリー化

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺の交通安全施設については、茅ヶ崎駅付近の交差点などで音響式信号機*が設置されているものの、横断歩道へのエスコートゾーン*は未設置であり、地区全体を見るとバリアフリー化が実施されていない箇所が多くあります。また、市民意見では、音響式信号機について、音響・音声案内を受けられる小型送受信機の導入や押しボタンの設置位置の改善等が指摘されています。また、信号機のバリアフリー化の他、歩車分離式交差点での安全対策や、青時間が短く渡りきれない交差点、反射して見えにくい信号機の改良などが指摘されています。

表 交通安全施設のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
信号機等	バリアフリー化された信号機の設置（音響式信号機、経過時間表示式信号機*等）
	主要な交差点へのエスコートゾーンの設置（特に変則的な形状の交差点内への設置を推進）
	通行時間の確保（適切な青時間の確保や青延長用押しボタンの設置）
	標識・標示、信号機の見やすさ（高輝度*化や LED 化 等）
	音響式信号機への音響・音声案内を受けられる小型送受信機の導入（または時間制限の見直し、押しボタンの設置位置の改善）
安全対策	歩道のない道路では、経路の実状に合わせて可能な交通安全対策を実施（路肩の拡幅、区画線の連続設置、一方通行化、駐停車抑制策 等）（道路管理者と連携）
	見やすく、わかりやすい案内表示を設置（歩車分離信号の交差点では、自転車の横断方法や斜め横断禁止）
	違法駐車や自転車等の放置における取り締まりの強化（違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や市との連携）
教育啓発等	自転車利用者へのルール啓発や取締りの強化（道路管理者や市との連携）

<参考> 信号機等のバリアフリー化



写真 音響式信号機(左) 経過時間表示式信号機(中) エスコートゾーン(右)

出典：神奈川県警ホームページ

エ 建築物特定事業

(ア) 建築物のバリアフリー化

生活関連施設に設定した建築物については、整備年度や大規模改修の状況、施設の種類・規模などによって、バリアフリーの状況は様々です。

市民意見では、施設を利用するにあたって移動に関することやトイレ、エレベーター、窓口・案内などのハード整備に関すること、人による支援や心のバリアフリーなどのソフト施策に関することなどについて多くの意見が示されました。

建築物のバリアフリー化の推進について、以下に共通して配慮していただきたいことを整理しています。各施設の管理者は、該当する内容について、改善の可能性を検討することが求められます。

表 建築物のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
出入口・敷地内通路	バリアフリー化された出入口・敷地内通路の確保（道路から主要な出入口には段差や溝を設けない、通行しやすい扉（自動ドアなど）、車いす使用者に配慮した幅の確保（最低 80cm、90cm 以上が望ましい）等）
通路（廊下）	主要な通路における段差の解消（スロープの設置 等）
	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮（120cm 以上を確保）
	待合室やロビーなど多くの人が集まる場所では、車いす使用者がとどまることができるよう、いす等のない空間を確保
上下移動	エレベーターは、障がい者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど）とし、利用実態に合った十分な大きさや基数を確保
	エレベーターの周囲には物を置かず、乗降する車いすがスムーズに通行できる空間を確保（150cm 角以上）
	安心して利用できる階段に配慮（両側手すりの設置、段を突き出さない、段鼻の色の強調、点字での行先表示 等）
トイレ	バリアフリースイレの設置（高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備）
	車いす使用者用トイレの利用集中の回避（ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置する 等）
	男女別トイレの改善（洋式化、子供用便座、手すり、車いす使用者やベビーカー利用者も利用可能な広めの便房 等）
	トイレ内部を認識しやすい工夫への配慮（洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、トイレ内の配置や各ボタンの使い方などについてわかりやすい案内や説明書きを設ける、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保 等）
	非常事態を聴覚障がい者に知らせることができるフラッシュライト等の設置
	バリアフリースイレに尿器（尿瓶、差し込み式便器等）を配置
駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置（安全な乗降空間の確保、出入口付近に設置、国際シンボルマークの表示 等）

項目	配慮事項
	乗降時等に雨に濡れないように配慮（車いす使用者用駐車施設から主要な出入口までの経路に屋根を設置する 等）
	利用したい人がいつでも利用しやすい環境への配慮（車いす使用者用駐車施設の不正利用防止のための障害物は排除して駐車カードを発行する 等）
駐輪場	施設利用者の駐輪場の整備及び定期的な整理・整頓（利用しやすい広さ・スタンド等）
その他の設備	授乳室や乳幼児用ベッド、ベンチの設置
	貸出し用の車いすやベビーカーなどの設置と利用案内
	医療施設など、受付や窓口がある施設では、車いすに対応したカウンターを設け、聴覚障がい者に対応した呼び出し方法に配慮（電光掲示、バイブレーター 等）
	商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮
	来街者の多い施設などでは、障がいがあっても施設の魅力に触れられるような工夫に配慮
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図*、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用 等）
	トイレ出入口付近への触知図や音声案内を設置（視覚障がい者がトイレ内の配置を把握できるように配慮）
	視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置（道路境界や建物内の案内施設・エレベーター・階段前等の必要な箇所への設置 JIS 規格への適合、周囲との色の差の確保、ブロック上が足ふきマットや物などで覆われないように配慮 等）
	主要な出入口・エレベーター・エスカレーター・トイレ等には、視覚障がい者を安全に誘導するための音声誘導装置による案内を設置
	障がい者等への特別な配慮やサービスが可能な場合は、その内容をホームページや、施設のわかりやすい場所に掲示（筆談対応、個別案内、通用口の利用など）
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用 等）
教育啓発	係員の教育を実施（多様な利用者への適切な対応 等）
	優先利用に関するマナー啓発（エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示 等）
人的対応・接遇	バリアフリー整備が困難な場所や、障がい者単独での利用が難しい場所などでの、人によるサポートなどの対応の充実（総合案内やインターホンの設置、サービス介助士*の配置など）
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
	駐輪場の整理整頓（出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮）
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮（聴覚障がい者への情報保障、1つ以上は有人レジとする 等）
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮（点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など）
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達 等）

<参考> 建築物のバリアフリー化

□ 出入口・敷地内通路

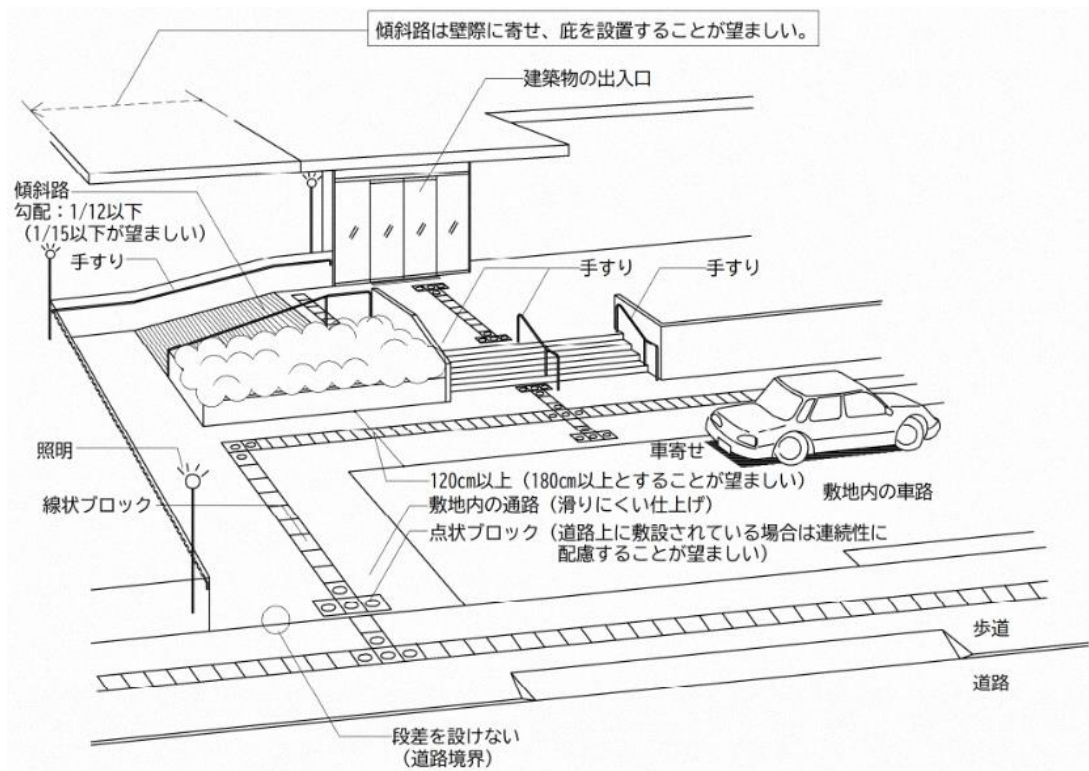


図 出入口・敷地内通路のバリアフリー化

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



駅自由通路から出入口、インフォメーション(有人)まで視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置【ラスカ茅ヶ崎】



出入口手前に設置されたスロープ【茅ヶ崎市民文化会館】

写真 出入口(左) 敷地内通路(右)

□通路（廊下）

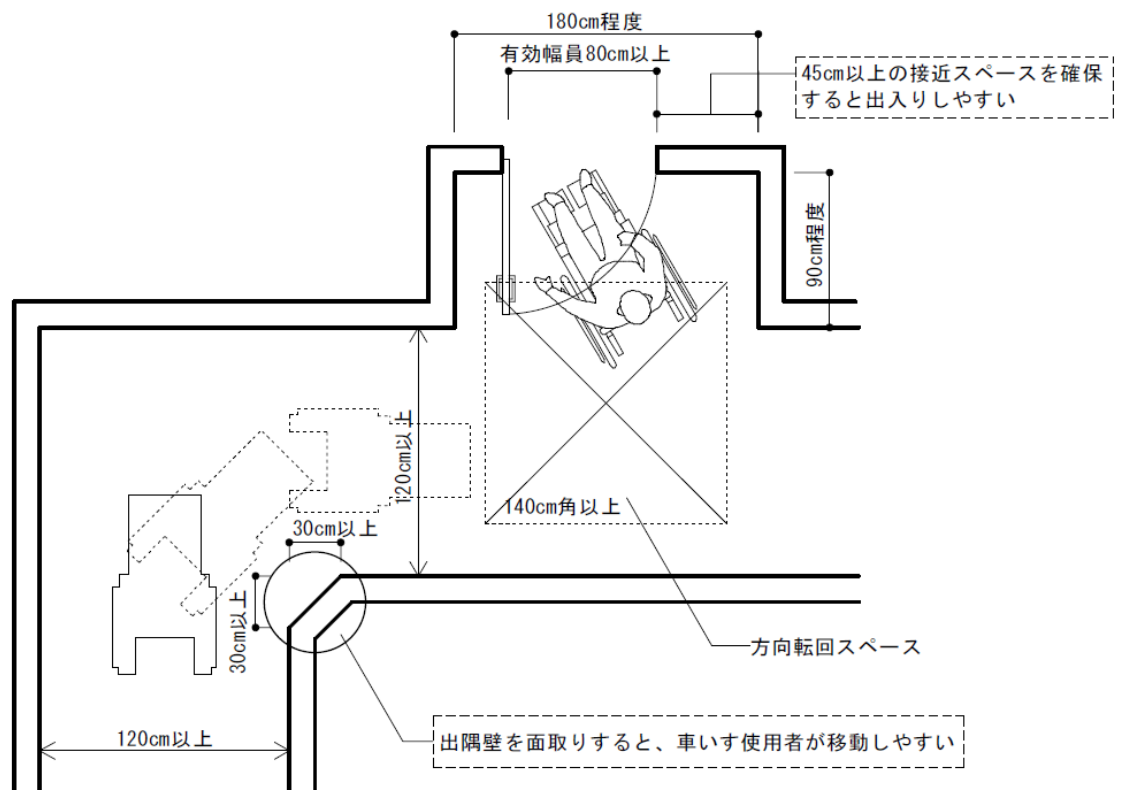


図 通路（廊下）のバリアフリー化

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



建物の内の通路にも視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置【茅ヶ崎市民文化会館】

写真 通路

□上下移動

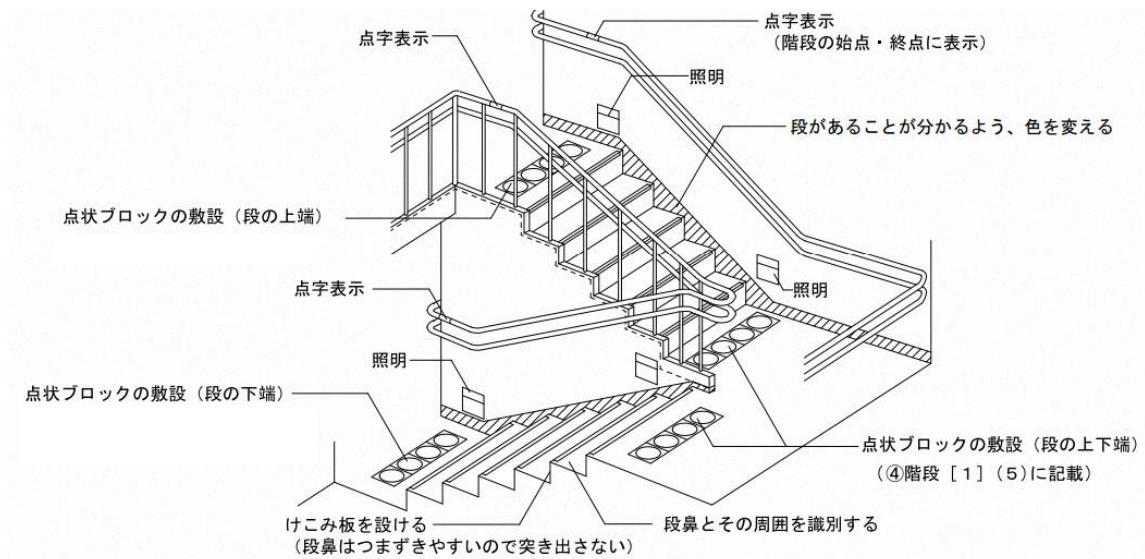
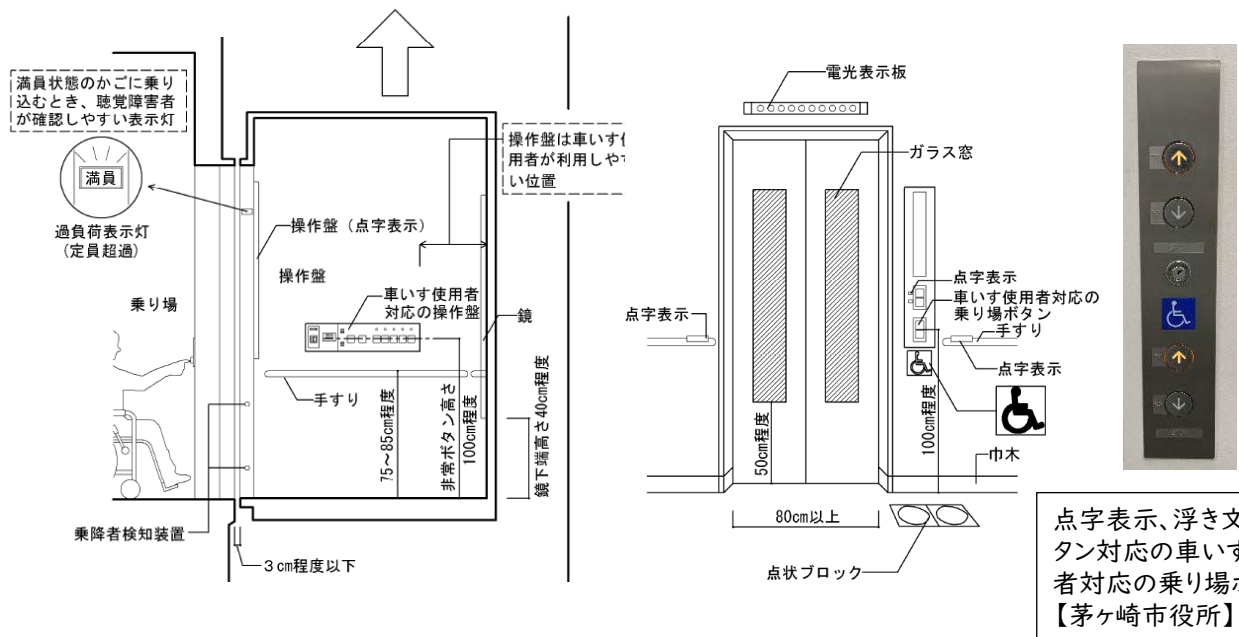
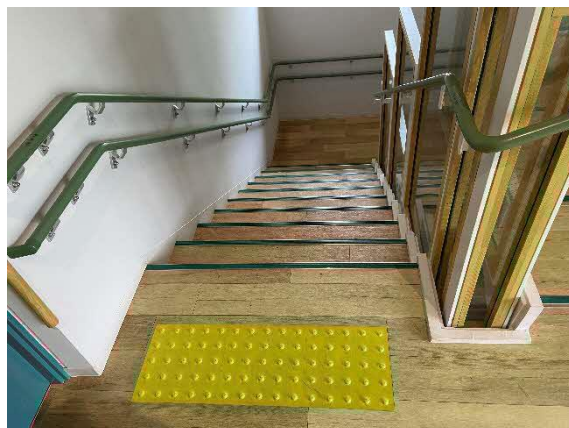


図 エレベーター・階段のバリアフリー化

出典:高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



両側手すり(2段)、段鼻の色の強調、点字での行先表示対応の階段【茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス】 (Two-sided handrails (2 steps), emphasis on nosing color, stairs compatible with Braille destination display [Matsukagasaki Park Experience Learning Center Umikaze Terrace])

写真 階段

□トイレ

左図：ボタンの配置、右図：利用集中を避ける便所の配置例（機能分散）

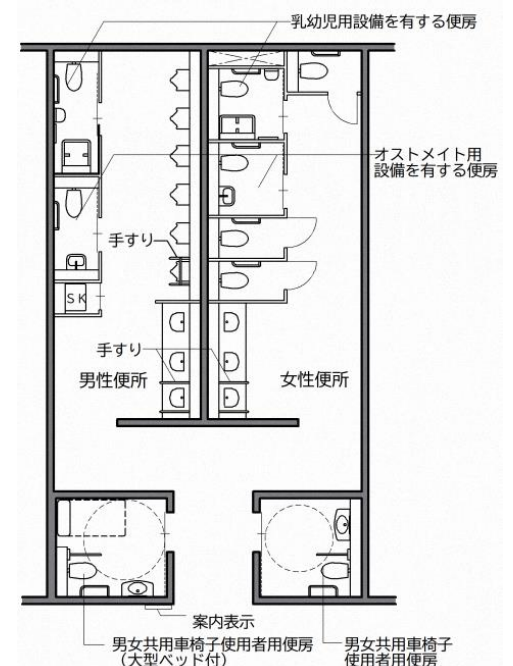
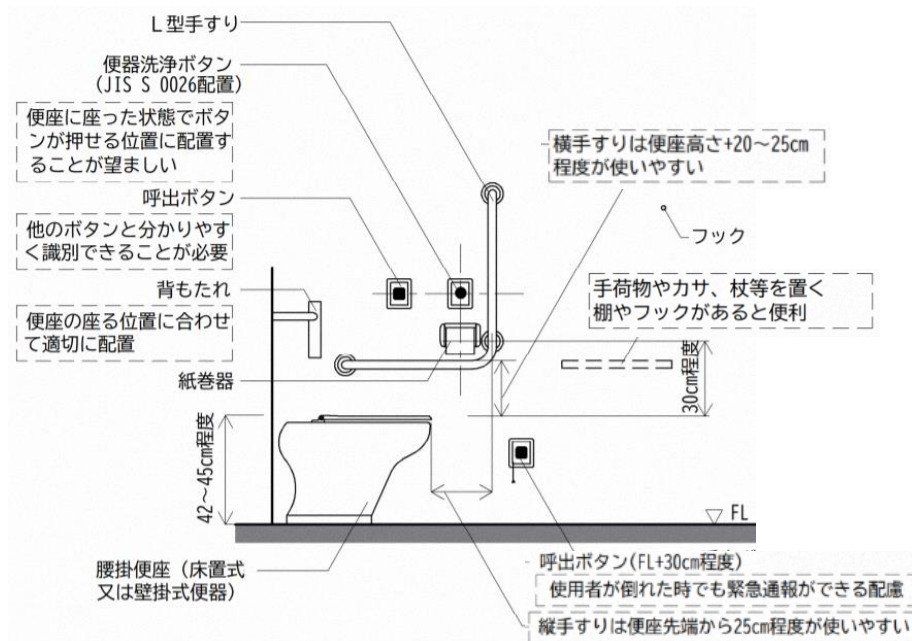


図 トイレのバリアフリー化

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



大型ベッドのある車いす使用者用トイレ
【茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス】



ベビーベッドやベビーチェアは男女別トイレに配置されるなど機能分散されたトイレ【茅ヶ崎市役所】

写真 トイレ（左）トイレの案内（右）

□駐車場

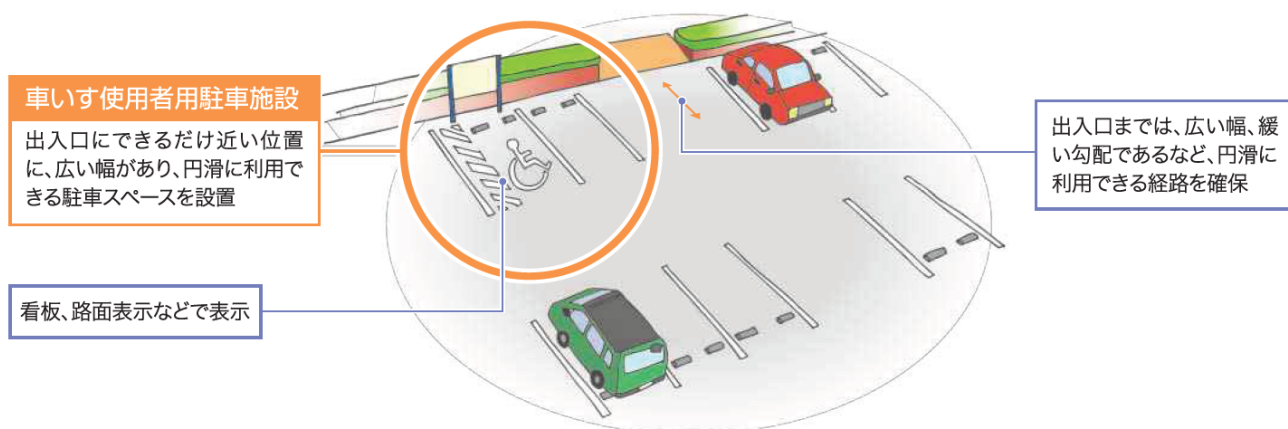
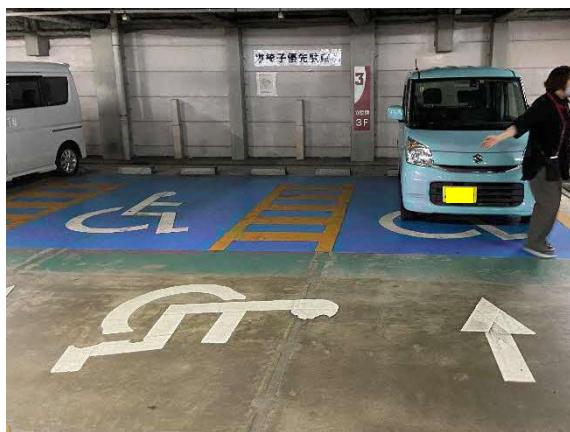


図 駐車場のバリアフリー化

出典：バリアフリー新法の解説（国土交通省、警察庁、総務省）



国際シンボルマークや路面の着色によりわかりやすく表示された車いす使用者用駐車施設【イオンスタイル湘南茅ヶ崎】



車いす使用者用駐車施設から主要な出入口までの経路に屋根を設置【茅ヶ崎市役所】

写真 駐車場（左）（右）

□その他の設備



貸出し用の車いすやベビーカーなどの設置と利用案内【茅ヶ崎市役所】



車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーン【イオンスタイル湘南茅ヶ崎】

写真 貸出し用車いす・ベビーカー（左） レジレーン（右）

□案内

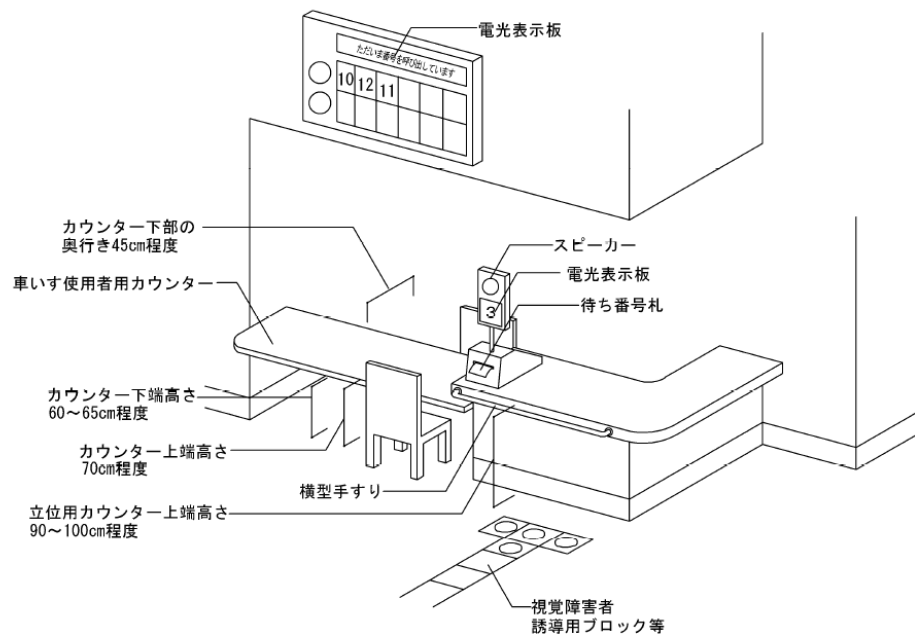
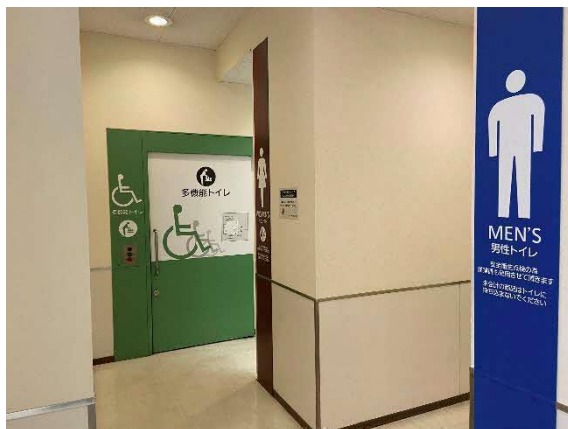


図 案内所のバリアフリー化

出典: 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準



大きなピクトグラムが出入口に表示されたトイレ【イオンスタイル湘南茅ヶ崎】

写真 トイレの案内



トイレに関する情報をホームページに掲載【ラスカ茅ヶ崎】

図 ホームページでの案内

□教育啓発



図 利用者へのマナー啓発ポスター

出典:国土交通省ホームページ



小学生を対象とした心のバリアフリー教室の実施【茅ヶ崎市】

写真 心のバリアフリー教室(左)(右)

□人的対応・接遇



出入口付近に設置されたインターホン【茅ヶ崎市
民文化会館】



筆談具・筆談アプリの設置を示す案内
(耳マーク)



写真 インターホン(左) 筆談具・筆談アプリ(右)

オ 路外駐車場特定事業

(ア) 路外駐車場のバリアフリー化

市民意見では、車いす使用者用駐車施設の案内表示や乗降できる十分なスペースの確保、主要な出入口まで連続した屋根の設置に関する意見が示されました。

また、優先利用に関する利用者へのマナー啓発の推進や、車いす使用者等の利用に配慮した不正利用防止策の検討が求められています。

表 路外駐車場のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
出入口・敷地内通路	車いす使用者用駐車施設から主要な出入口までのバリアフリー化された通路の確保（段差や溝を設けない、車いす使用者に配慮した幅の確保（最低80cm、90cm以上が望ましい）等）
駐車場	バリアフリー駐車施設*の設置（安全な乗降空間の確保、出入口付近に設置、国際シンボルマークの表示 等）
	乗降時等に雨に濡れないように配慮（車いす使用者用駐車施設から主要な出入口までの経路に屋根を設置する 等）
	利用したい人がいつでも利用しやすい環境への配慮（車いす使用者用駐車施設の不正利用防止のための障害物は排除して駐車カードを発行する 等）
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置（利用案内、弱視・色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等）
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用 等）
教育啓発	優先利用に関するマナー啓発（車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示 等）
その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達 等）

※路外駐車場のバリアフリー化のイメージは建築物特定事業の駐車場を確認。

カ 都市公園特定事業

(ア) 公園・緑地のバリアフリー化

生活関連施設に設定した公園等は、いずれも市内で特色のある施設です。今後のバリアフリー化の推進にあたっては、一般市民の他、高齢者、障がい者等を含む多様な来訪者の利用を考慮した取組が求められます。

また、市内の公園には、障がいの有無に関わらずに遊ぶことが可能なインクルーシブ遊具*が設置されました。重点整備地区内の公園においても導入の推進が必要です。

市民意見では、平坦でバリアフリー化された園路の確保やトイレの整備のほか、観光など来街者の利用を想定した案内、維持管理についての意見が示されました。

表 公園・緑地のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
園路	バリアフリー化された園路の確保（主要な動線はがたつきなどがなく、平坦で固くしまった舗装にする 等）
トイレ	バリアフリースイートの設置（高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備）
	車いす使用者用トイレの利用集中の回避（ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置する 等）
	男女別トイレの改善（洋式化、子供用便座、手すり、車いす使用者やベビーカー利用者も利用可能な広めの便所 等）
	トイレ内部を認識しやすい工夫への配慮（洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、トイレ内の配置や各ボタンの使い方などについてわかりやすい案内や説明書きを設ける、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保 等）
	非常事態を聴覚障がい者に知らせることができフラッシュライト等の設置
	バリアフリースイートに尿器（尿瓶、差し込み式便器等）を配置
駐輪場	駐輪場の整理整頓（出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮）
遊具	インクルーシブ遊具の導入を推進
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置（全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用 等）
	トイレ出入口付近への触知図や音声案内を設置（視覚障がい者がトイレ内の配置を把握できるように配慮）
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）
維持管理	トイレや園路の適切な維持管理（トイレ内の設備、園路の舗装、落ち葉 等）
教育啓発	優先利用に関するマナー啓発（車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示 等）
	自転車利用者へのルール啓発

<参考> 公園のバリアフリー化

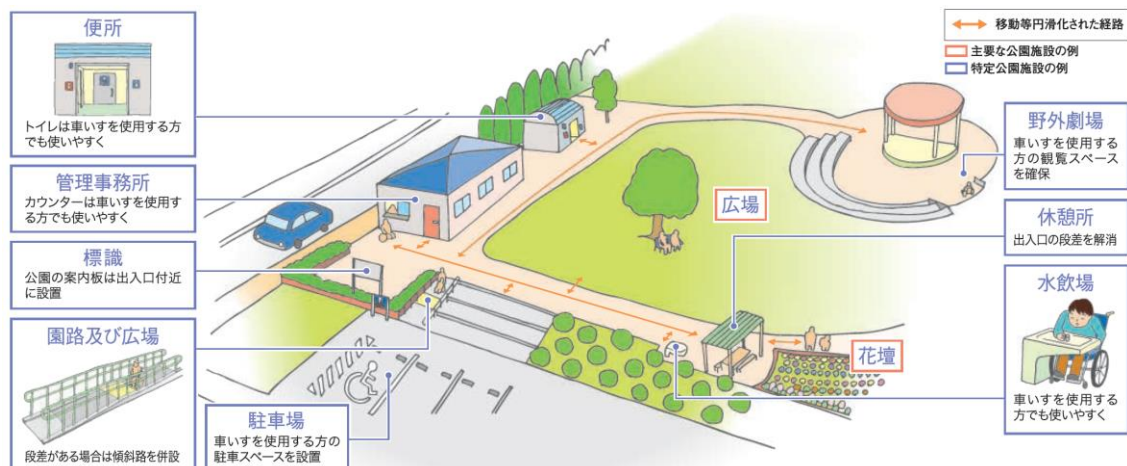


図 公園のバリアフリー化

出典：バリアフリー新法の解説（国土交通省、警察庁、総務省）



写真 インクルーシブ遊具（BRANCH 茅ヶ崎3）

キ その他の事業

(ア) 海水浴場のバリアフリー化

サザンビーチちがさきは、えぼし岩や江ノ島、富士山が望める海水浴場として、本市を代表する観光地です。サイクリングロードが整備されるなど、一年を通して多くの人で賑わっています。

市民意見では、視覚障がい者誘導用ブロックの整備や歩行者・自転車の空間の分離などの安全な歩行空間の確保に関することや、ボードウォークの整備や水陸両用の車いすの貸出といった車いす使用者が波打ち際まで近寄れるための工夫についての意見が示されました。

また、ビーチへのアクセスや、駐車場、トイレなどの案内が不足しており、来街者にもわかりやすい案内表示が求められています。特に、非常時における案内・情報提供について、障がい者や外国人等が必要な情報を得られるように配慮する必要があります。

バリアフリービーチの実現に向けて、サザンビーチちがさきのバリアフリー化を推進するための配慮事項を示します。

表 海水浴場（サザンビーチちがさき）のバリアフリー配慮事項

項目	配慮事項
移動	安全な歩行空間の確保
	車いす使用者が波打ち際まで近寄れるための工夫
案内	だれもがわかりやすい公共サインの充実（ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用 等）
その他の設備	休憩用のベンチなどの設置

<参考> ビーチのバリアフリー化



写真 水陸両用の車いすやビーチマット

4 重点整備地区の特定事業等

特定事業とは、生活関連施設・経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、教育啓発特定事業があります。基本構想に定めた特定事業は、事業者による特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

前述の移動等円滑化に関する事項を基本とし、市民意見に基づくバリアフリー課題やバリアフリー法の改正を踏まえ、特定事業等を設定しました。

特定事業等は、基本構想の目標年次である令和14(2032)年度までに実施を目指すものを設定しています。

ハードによる取組の中で中期及び長期に位置づける事業は、速やかに調整に着手し、計画どおりの実施を目指すとともに、条件が整理段階での前倒しによる事業着手も可能とします。

ソフトによる取組は、年度当初に計画を定め、年度末に実績を振り返ることにより、翌年度以降の取組が向上するようにつなげていく必要があります。

表 特定事業等の実施時期の考え方

凡例		内容
ハード	短期	すぐに取り組む事業 【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
	中期	簡易な調整が必要な事業 【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
	長期	複雑な調整が必要な事業 【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
ソフト	随時対応・定期実施	随時、又は定期的に実施する事業

※目標年度(令和14(2032)年度)までの事業実施に向けて、実施時期や方法等について検討が必要な事業については、「バリアフリー検討課題」として別途整理し、事業化が可能となったタイミングで特定事業に追加します。

(1) 公共交通特定事業

ア 鉄道

JR 茅ヶ崎駅 事業主体：東日本旅客鉄道株

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
改札内通路	注意喚起等の案内表示を設置するなど安全に通行できるように配慮する。	随時対応・定期実施		
ホーム	可動式ホーム柵を設置する。	→	→	●
	可動式ホーム柵の設置にあわせ、ホームと車両との段差や隙間を縮小する。	→	→	●
教育啓発	駅社員及び乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
役務の提供	駅社員による役務の提供を徹底し、案内やサポートなどの対応を充実させる。	随時対応・定期実施		

JR 北茅ヶ崎駅 事業主体：東日本旅客鉄道㈱

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	市と連携し、駅舎のバリアフリー化（段差解消、トイレ）の検討に着手する。	●		
全体	市と連携し、駅舎のバリアフリー化（段差解消、トイレ）の検討に実施する。	→	●	
エレベーター	駅舎の改良計画にあわせ、エレベーターを設置する。	→	●	
教育啓発	駅社員及び乗務員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
役務の提供	駅社員による役務の提供を徹底し案内やサポートなどの対応を充実させる。	随時対応・定期実施		
その他	駅舎の改良計画にあわせ、北側からのバリアフリールートも確保する。	→	●	
事業実施に際し配慮すべき事項等				
駅のバリアフリー化は、事業者単体で行うものではなく、市とともに協力しながら進めていく必要がある。市民との意見交換や市民意見の事業への反映等については市が調整するなど、連携して実施する。				

イ 路線バス

事業主体：神奈川中央交通（株）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
茅ヶ崎駅 北口駅前広場	市と協議のうえ、だれもがわかりやすい多様な案内表示に改善する。（多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用、見やすい位置への配置等）	→	→	●
車両	ノンステップバスを導入する。	随時対応・定期実施		
	新車導入時に、インターホン設置に関する案内表示を改善する。	随時対応・定期実施		
バス停留所	道路管理者や市と協力して、安全な待合空間を確保する。	随時対応・定期実施		
	車外マイクを活用した行先の周知を徹底する。	随時対応・定期実施		
	道路管理者や市と連携し、バス停の利用環境の向上に努める。	随時対応・定期実施		
	市と連携し、バス接近表示システムを導入する。（音声案内・電光掲示）	随時対応・定期実施		
	道路管理者や市と連携して、バス停にベンチ・上屋を設置する。	随時対応・定期実施		
案内	中央の乗降口付近などわかりやすい位置に筆談具設置を示す案内表示を設置する。	●		
	新車導入時に、ピクトグラム等の導入など、優先席と一般席のシートの違いがわかるようにする。	随時対応・定期実施		
教育啓発	乗務員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応等）	随時対応・定期実施		
	乗客に対して心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（高齢者、障がい者等への座席の譲り合い、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
役務の提供等	バス停への正着やニーリングを徹底する。	随時対応・定期実施		
	乗務員による円滑な乗降に必要なサポートを徹底する。（車いす使用者やベビーカー等）	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
ノンステップバスの導入やバス停の利用環境の向上等については、事業者単体で進めていくことは難しいため、市とともに協力しながら進めていく必要がある。				

ウ コミュニティバス

事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
茅ヶ崎駅 南口駅前広場	茅ヶ崎駅南口駅前広場のバス停において、案内表示を英語及びやさしい日本語で表示する。	→	●	
	バス停の屋根を改良する。(道路管理者と連携)	→	→	●
	バスが正着しやすい停留所の構造に改良する。(道路管理者と連携)	→	→	●
	茅ヶ崎駅南口駅前広場整備にあわせ、音声案内や電光掲示による情報提供を整備する。	→	→	●
バス停留所	道路管理者や沿道と協議して、安全で乗降しやすい待合空間の環境整備を行う。(停留所移設や柱の埋め込み等)	随時対応・定期実施		
	時刻表を点字で表記する。	随時対応・定期実施		
	停留所の案内板や路線案内図を見やすく、わかりやすいものに改善する。	随時対応・定期実施		
	駅改札から茅ヶ崎駅北のバス停留所まで連続した案内表示を設置する。(ペDESTリアンデッキなど)	→	●	
	道路の拡幅や改良等にあわせ、バス停留所へのベンチ・上屋の設置を検討する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携、混雑時の乗客への声かけや対応方法等)	随時対応・定期実施		
	バス利用マナー等の啓発に関する車内掲示を行う。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
役務の提供等	バス停への正着やニーリングを徹底する。	随時対応・定期実施		
	乗務員による円滑な乗降に必要なサポートを徹底する。(車いす使用者やベビーカー等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
コミュニティバスについては、運行事業者と市において協定を締結して事業を実施しており、運行計画案等は市が作成し、運行は運行事業者が担っている。また、バス停留所の待合空間における環境整備に関しては、道路管理者や交通管理者の理解と協力が不可欠である。上記より、多くの関係者が存在するため、丁寧に調整及び協議をしていく必要がある。				

エ タクシー

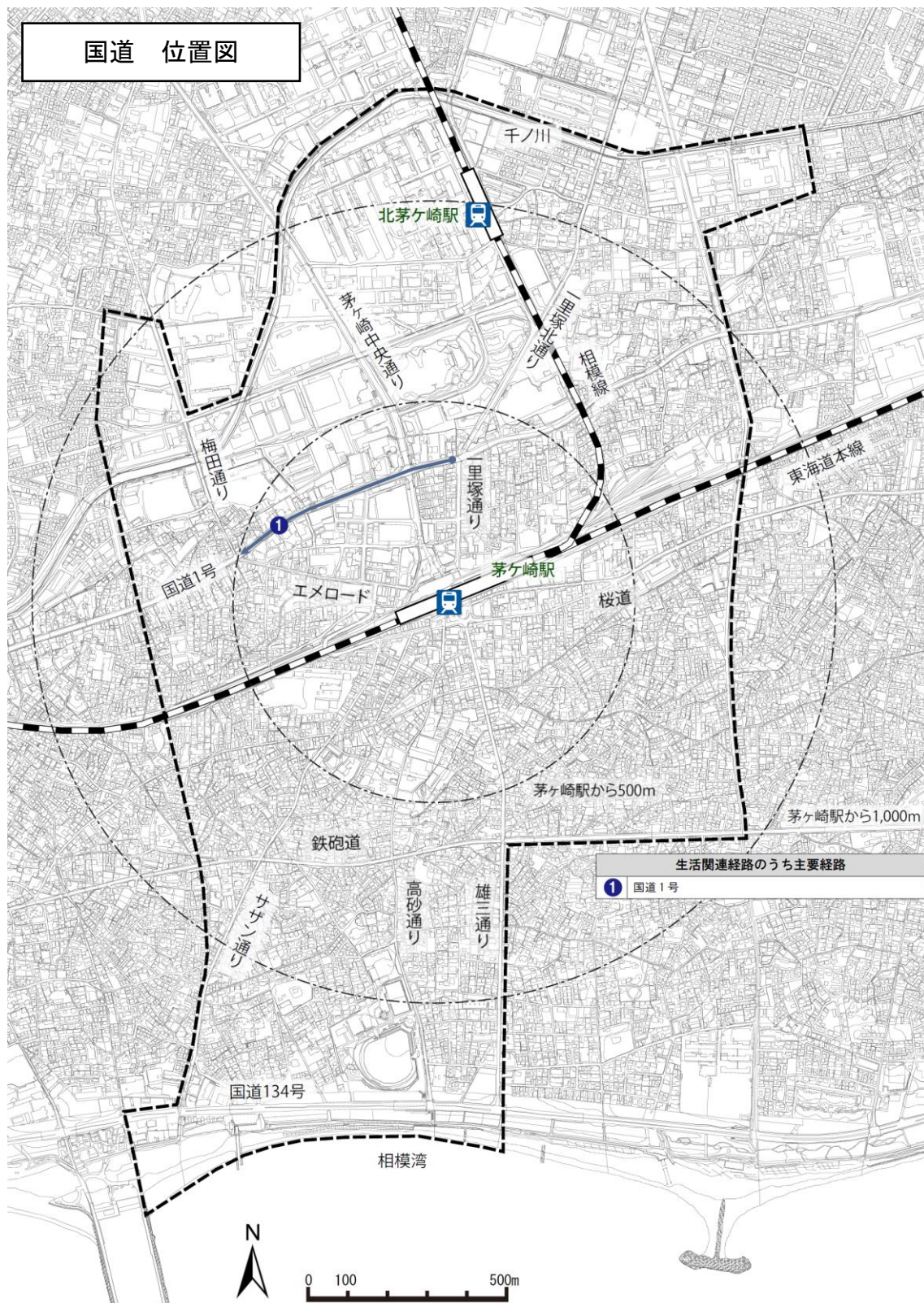
事業主体：一般社団法人神奈川県タクシー協会

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
車両	車いすのまま乗車できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）を導入する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	乗務員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示	●		
役務の提供	乗務員による役務の提供を徹底する。（多様な利用者への適切な対応）	随時対応・定期実施		
その他	バリアフリーに関する利用者意見・要望について随時対応する。	随時対応・定期実施		

(2) 道路特定事業

ア 国道

事業主体：国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所

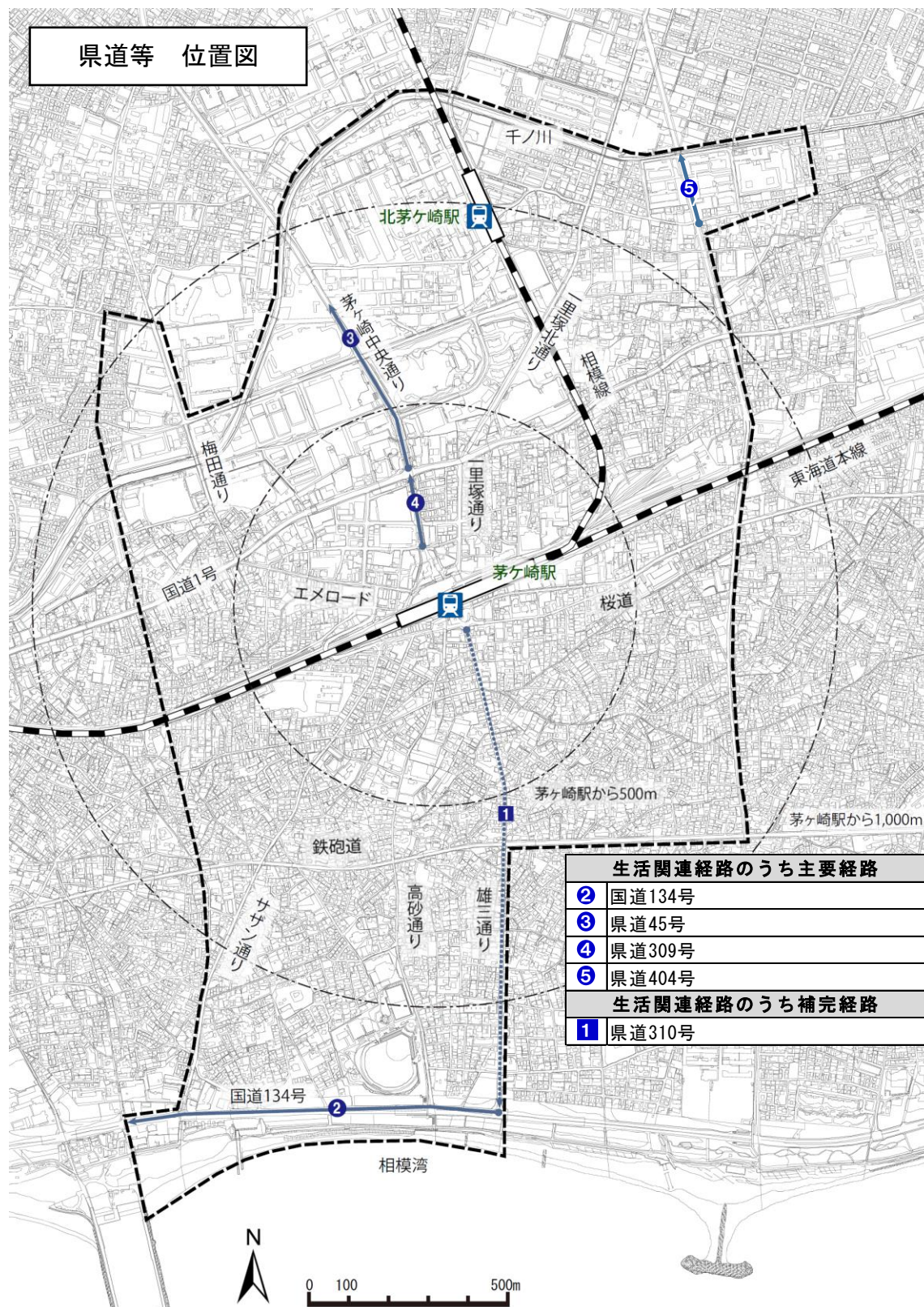


① (主要経路 1) 国道 1 号

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	茅ヶ崎駅前交差点地下道～ヤマダデンキ間の歩道における舗装のがたつきや傾斜を補修する。	●		
	視覚障がい者誘導用ブロックを新基準のものに改修する。	→	●	
自転車走行環境	市の自転車ネットワークと整合を図り、交通管理者と協議のうえ、交差点付近における矢羽根設置の可否を検討する。	→	→	●
案内	茅ヶ崎駅前交差点地下道のエレベーターを誘導案内するための歩行者用案内標識を設置する。	→	●	
安全対策	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導、危険な電柱の撤去、側溝のフタの改良等)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
維持管理 教育啓発	違法駐車や自転車等の放置における取り締まりを強化する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や市との連携)	随時対応・定期実施		
	自転車利用者へのルール啓発や取締りを強化する。(交通管理者と連携)	随時対応・定期実施		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

イ 県道等

事業主体：神奈川県藤沢土木事務所



2 (主要経路2) 国道 134 号

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	舗装の破損箇所を補修する。	●		
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		

3 (主要経路3) 県道 45 号 (茅ヶ崎中央通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	歩行者及び自転車の通行区分を示すマークを増設する。	●		
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		

4 (主要経路4) 県道 309 号 (茅ヶ崎中央通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	JIS 規格に適合した視覚障がい者誘導用ブロックに計画的に改修する。	●		
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		

5 (主要経路5) 県道 404 号線

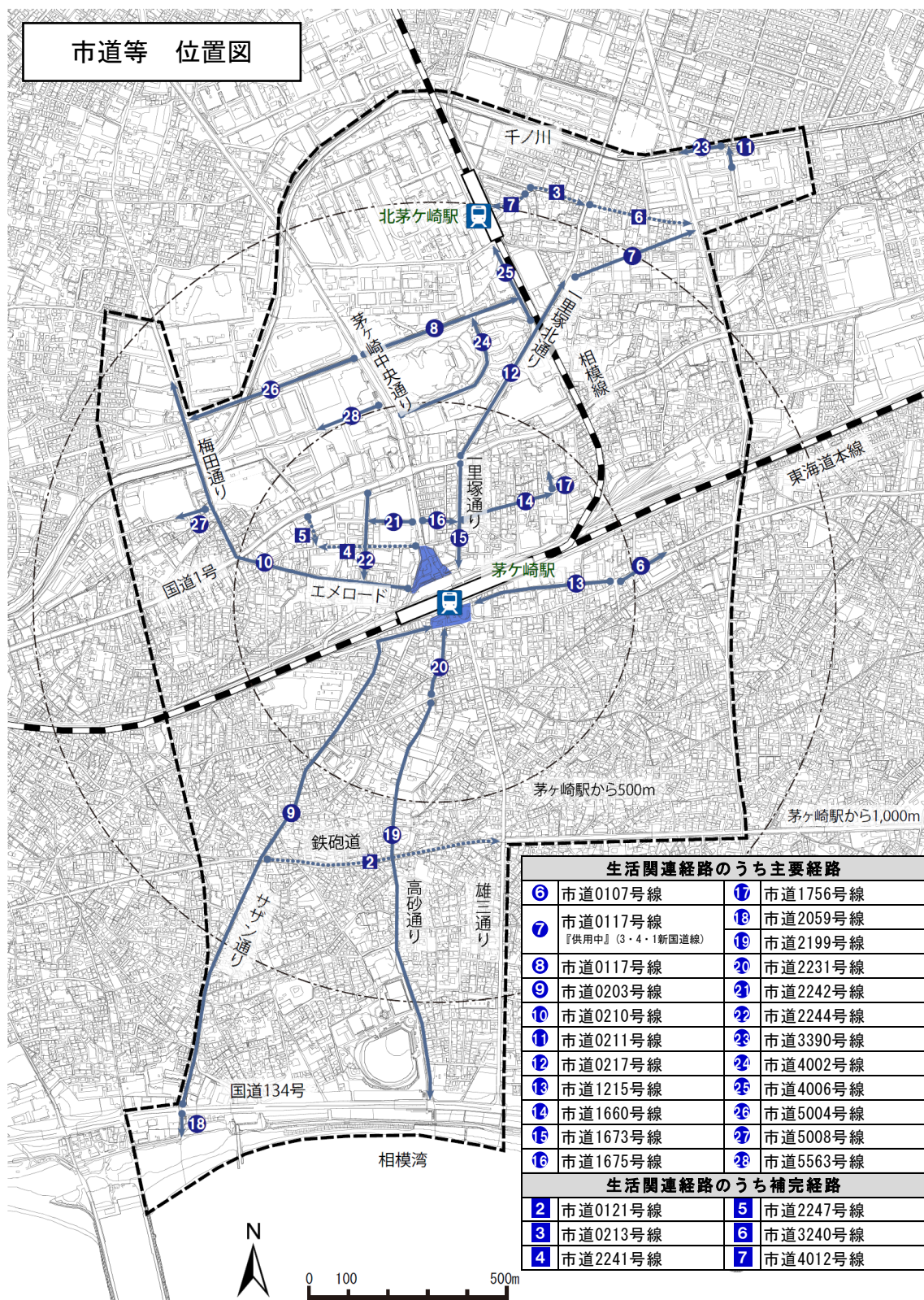
項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		

1 (補完経路 1) 県道 310 号 (雄三通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	交通管理者・茅ヶ崎市と連携し、沿道土地利用の実状に合わせた可能な交通安全対策を検討する。	随時対応・定期実施		
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン、横断歩道接続部等の勾配改善等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施		
	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施		

ウ 市道等

事業主体：茅ヶ崎市



茅ヶ崎駅北口駅前広場

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間（デッキを含む）	視覚障がい者誘導用ブロックを改修し、周囲の路面の色との輝度比を確保する。	→	●	
	適切な維持管理に努める。（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン、公共トイレ等）	随時対応・定期実施		
	放置自転車等の撤去・回収し、もって安全で快適な市民生活を確保する。（自転車等放置禁止区域）	随時対応・定期実施		
タクシー乗降場	視覚障がい者誘導用ブロックの配置を改善する。	→	●	
自家用車乗降場・駐車場	障がい者用停車施設*の不適切な利用を抑制するため、路面をカラー表示するとともに、茅ヶ崎市公共サインガイドラインを参考とした看板設置を行う。	→	●	
エレベーター	エレベーターの更新工事にあわせて、障がい者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すり、広い出入口等）への変更を検討する。	→	→	●
	定期点検の時間に関する事前周知を徹底する。	随時対応・定期実施		
トイレ（共通）	触知案内図を設置する。（音声案内の設置は検討）	●		
	公衆トイレの適切な維持管理に努める。	随時対応・定期実施		
車いす使用者用トイレ	緊急時の扉の開閉について、利用者に不安を感じさせない説明書きに改善する。	●		
	開閉ボタンに点字を設置する。	●		
案内	エレベーターの位置や運用に関する案内表示を設置する。	●		
	バス事業者に対し、北口・南口の案内表示を統一するとともに、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりやすい案内への改善を依頼する。	●		
教育啓発	歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等）	随時対応・定期実施		
	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎駅南口駅前広場

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	バリアフリーに配慮した駅前広場を整備する。(安全な歩行空間や乗降場の整備等)	→	→	●
歩行空間	放置自転車等の撤去・回収を実施し、もって安全で快適な市民生活を確保する。	随時対応・定期実施		
	駅前広場の改修に合わせ、路面標示と車止めの適正な配置を検討する。	→	→	●
	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
	駅からバス・タクシー乗降場や障がい者用停車施設まで連続した上屋設置を目指し整備する。	→	→	●
歩道等	駅前広場の改修にあわせ、視覚障がい者誘導用ブロックを適正に配置する。	→	→	●
	駅前広場の改修にあわせ、横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	→	●
	駅前広場の改修に合わせ、横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	→	●
	駅前広場の改修にあわせ、自転車走行空間の整備を検討する。	→	→	●
バス乗降場	バスが正着しやすい構造に改良する。	→	→	●
	バス停車位置のレイアウト変更を検討し、バス乗降場からの安全な動線を確保する。	→	→	●
タクシー乗降場	駅前広場の改修に合わせ照明を整備する。	→	→	●
自家用車乗降場・駐車場	駅前広場の改修にあわせ、障がい者用停車施設を設置する。	→	→	●
エレベーター	施設の大規模改修時にあわせて、エレベーター壁面の透過等への対応を検討する。	→	→	●
	施設の大規模改修時にあわせて、拡大や増設を検討する。	→	→	●
トイレ(共通)	トイレマークの位置を見やすい位置に変更する。	→	→	●
	公衆トイレの適切な維持管理に努める。	随時対応・定期実施		
車いす使用者用トイレ	荷物用フックを設置する。	→	→	●
案内	エレベーターの位置や運用に関する案内表示を設置する。	●		

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、案内板及びサインの設置を見直す。(バス案内板はバス事業者と連携、案内板までの視覚障がい者誘導用ブロック設置をあわせて検討)	→	→	●
	バス事業者に対し、北口・南口の案内表示を統一するとともに、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりやすい案内への改善を依頼する。	●		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民との意見交換を希望 ①事業内容:駅前広場改修、②実施予定時期:未定、③希望する属性:高齢者・障がい者全般				

6 (主要経路6) 市道 0107 号線 (桜道)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●	
歩道等	周辺道路への整備状況を踏まえ、連続性を確保するように視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

7 (主要経路7) 市道 0117 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導、側溝のフタの改良等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

8 (主要経路8) 市道 0117 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

9 (主要経路9) 市道 0203 号線 (サザン通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	交通管理者と連携して、路肩の拡幅や平坦化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施する。	→	→	●
	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	随時対応・定期実施		
	地域と連携し、看板の適正配置に努めるとともに、不法占用物の撤去指導を行う。	随時対応・定期実施		
	横断箇所など歩行空間に支障となる雨水マスは、設置箇所の見直しや改良を検討する。	→	●	
	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●	
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。(自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

10 (主要経路 10) 市道 0210 号線 (エメロード、梅田通り)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	安全な歩行空間を確保する。(梅田歩道橋から茅ヶ崎市立体育館手前までの区間)	→	→	●
	路肩のカラー舗装により歩行空間を整備する。(十間坂交差点から梅田歩道橋までの区間)	→	●	
	歩道が高い箇所の安全対策の必要性について検討する。	→	→	●
	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
	電線類地中化の計画と整合を図りながら、舗装等の整備方法を検討する。	→	→	●
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
	横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	●	
	保健所から北側に自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●	
安全対策	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

11 (主要経路 11) 市道 0211 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

12（主要経路 12）市道 0217 号線（一里塚北通り）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
	横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	●	
施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。	→	●	
踏切	小出踏切内の歩道幅員を拡幅する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等）	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等）	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

13（主要経路 13）市道 1215 号線（桜道）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。（自転車等放置禁止区域）	随時対応・定期実施		
	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等）	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等）	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		

14 (主要経路 14) 市道 1660 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	舗装修繕時に排水部分の段差への対応を検討する。	→	●	
安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

15 (主要経路 15) 市道 1673 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。(自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

16 (主要経路 16) 市道 1675 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

17 (主要経路 17) 市道 1756 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

18 (主要経路 18) 市道 2059 号線 (サザンビーチ地下道)

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	手すりの設置と点字の表示方法について検討する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

19（主要経路 19）市道 2199 号線（高砂通り）

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等）	随時対応・定期実施		
	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	随時対応・定期実施		
	交通管理者と連携して、路肩の拡幅や平坦化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施する。	→	→	●
	横断箇所など歩行空間に支障となる雨水マスは、設置箇所の見直しや改良を検討する。	→	●	
	適切な維持管理に努める。（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等）	随時対応・定期実施		
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

20（主要経路 20）市道 2231 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等）	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等）	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		

21 (主要経路 21) 市道 2242 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	カラー舗装部分を補修する。	→	●	
	電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

22 (主要経路 22) 市道 2244 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

23（主要経路 23）市道 3390 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導）	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等）	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

24（主要経路 24）市道 4002 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	植栽帯撤去による歩道拡幅を検討する。	→	→	●
	歩道拡幅にあわせて、休憩スペース（ベンチ）の設置を検討する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等）	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等）	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

25 (主要経路 25) 市道 4006 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	●	
	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
	横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	●	
踏切	北茅ヶ崎駅自由通路・橋上駅舎化にあわせ、踏切手前のスロープ勾配改善や十分な幅員の確保を検討する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

26 (主要経路 26) 市道 5004 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	→	●
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

27 (主要経路 27) 市道 5008 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

28 (主要経路 28) 市道 5563 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民文化会館の耐震補強及び改修工事にて、本路線からの動線を予定していることから円滑な接続を行うため、庁内協議を予定している。				

2 (補完経路2) 市道 0121 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	一部区間において電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●	
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	●	
	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●	
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

3 (補完経路3) 市道 0213 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	→	●
	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●
	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

4 (補完経路4) 市道 2241 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

5 (補完経路5) 市道 2247 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩行空間	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●
歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

6 (補完経路6) 市道 3240 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

7 (補完経路7) 市道 4012 号線

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	→	●
	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●
安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施		
	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施		
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		

ふれあいはし

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

1 (主要経路1) 国道 1 号

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、公共サイン等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

(3) 交通安全特定事業

ア 信号機等

事業主体：神奈川県茅ヶ崎警察署

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
信号機等	更新にあわせ、信号灯器を LED に改良する。	随時対応・定期実施		
	更新にあわせ、バリアフリー化された信号機の設置を推進する。(音響式信号機、経過時間表示式信号機等)	随時対応・定期実施		
	劣化した標識・標示の更新を行う。	随時対応・定期実施		
	需要等を勘案し、音響式信号機への音響・音声案内を受けられる小型送受信機の導入や時間制限の見直しを検討する。	随時対応・定期実施		
	適切な青時間の確保や青延長用押しボタンの設置等により、歩行者が安全に通行できる時間を確保する。	随時対応・定期実施		
自転車専用通行帯	自転車専用通行帯の整備により、自転車と歩行者を分離する。(道路管理者と連携)	随時対応・定期実施		
茅ヶ崎駅南口駅前広場	道路管理者と連携し、バス利用者の安全な動線を確保する。	随時対応・定期実施		
交差点	需要等を勘案し、主要な交差点に順次エスコートゾーンの設置を検討する。	随時対応・定期実施		
飯島交差点	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	随時対応・定期実施		
一里塚交差点	一里塚交差点における東西方向の音響式信号機の設置を検討する。	→	→	●
市道 4012 号線(イオン茅ヶ崎店周辺)	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	随時対応・定期実施		
教育啓発	自転車の通行ルールや利用者へのマナー啓発の周知を行う。(道路管理者と連携)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
・道路管理者との連携を密に、要望に可能な限り応じていく。				

(4) 建築物特定事業

ア 市役所等

茅ヶ崎市役所 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
上下移動	分庁舎のエレベーターの開閉時間の延長について検証する。	●		
総合案内	ローカウンター上を整理整頓し、車いす使用者等がいつでも利用できるように維持管理する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	庁舎管理委託業者に、多様な利用者への適切な対応方法について、教育啓発を実施する。	随時対応・定期実施		
	誰もが使いやすいものとするためのマナー啓発を検討していく。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	「筆談マーク」等を利用し、筆談具や指差しができる案内図の設置に関する案内をわかりやすく掲示する。	随時対応・定期実施		
	案内係や警備員による個別案内等の対応の充実	随時対応・定期実施		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。(バリアフリー設備等)	随時対応・定期実施		
その他	十分な照度を確保する。(利用者がいる場合は夜間も点灯する)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
【資産経営課】市民との意見交換を希望 ①事業内容:トイレの大規模な改修時などに市民部会との意見交換を検討する。②実施予定時期:事業の開始前 ③希望する属性:高齢者・障がい者全般				

茅ヶ崎駅前市民窓口センター（市民ギャラリー） 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

イ 文化施設等

茅ヶ崎市民文化会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
階段	視覚障がい者に対し段差の存在を警告するため、1階から2階へのロビー階段の上下端部に点状ブロックを設置する。	●		
トイレ	多機能トイレ及び授乳室について、子どもの開錠を防止するため、補助鍵を高い位置に増設する。	●		
案内	1階受付のサインを増設する。	●		
	案内やサインを新たに作成する際、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい案内サインに改善する。	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい案内を表示する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	研修等をとおして、多様な利用者への対応力のさらなる向上を図る。	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレについて、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎市立図書館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	モノや設備などで視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施		
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(ピクトグラム(標準案内用図記号)、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラム、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターやバリアフリートイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスター等の案内をわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	障がい者等が単独での利用が難しい場所(高い本棚等)での、人によるサポートなどの対応を徹底する。	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
その他	車いす使用者等が閲覧できるよう、スペースについて配慮した運用を行う。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
男性トイレのベビーチェア設置についてはスペースが狭小のため、現況での設置は難しく、施設の大規模改修等での設置が考えられるが、現時点では予定なし。				

茅ヶ崎市美術館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	案内やサインを新たに作成する際、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすいものとなるよう表現を工夫する。	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい案内を表示する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	研修等をとおして、多様な利用者への対応力のさらなる向上を図る。	随時対応・定期実施		
	ポスター掲示等により優先利用に関するマナー啓発を行う。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発（市民部会作成のポスター掲示等）を行う。	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	障がい者等への特別な配慮やサービスについて、その内容を駐車場等に掲示するとともに、ホームページに記載する。	随時対応・定期実施		
その他	車いす使用者等の目線からも見やすい展示方法に配慮する。	随時対応・定期実施		
	障がいの有無にかかわらず施設の魅力に触れられるような工夫をする。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民との意見交換を希望（①階段の改修、②「（仮称）茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」策定前又は事業実施前、③高齢者/肢体不自由/視覚障がい/妊産婦/子育て世代）				

茅ヶ崎市総合体育館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
エレベーター	エレベーターの更新に伴い、障がい者等が利用しやすい構造に配慮した設備に改修する。(十分な広さ、わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど)	●		
トイレ	バリアフリートイレを設置する。(高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備)	●		
	トイレ内部を認識しやすいように配慮する。(洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保 等)	●		
	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●	
案内	案内表示の色、位置、大きさ等を見やすく、わかりやすいものに改善する。	随時対応・定期実施		
	だれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(全体案内図、点字、音声案内付き案内板等)	→	●	
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を設置する。	●		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
高齢者・障がい者全般に対する配慮が必要。 洗面室の改修時には市民との意見交換を希望 ①事業内容:洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。②実施予定時期:R7,8,9 ③希望する属性:高齢者・障がい者全般、肢体不自由				

茅ヶ崎市体育館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(エレベーターの設置位置等)	随時対応・定期実施		
	だれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(全体案内図、点字、音声案内付き案内板等)	→	●	
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を設置する。	→	●	
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
高齢者・障がい者全般に対する配慮が必要となる。				

茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」） 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	→	→	●
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	→	→	●
教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮（点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃等）し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
事業については、指定管理者との協議の上実施する。				

高砂コミュニティセンター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	→	●
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃等)し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
事業については、指定管理者との協議の上実施する。施設の大規模改修時には、事業実施段階に市民との意見交換の機会を設ける。				

茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	必要に応じて案内表示を行うとともに、案内表示への点字の設置について個別に対応を行う。	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（車いす使用者用トイレ等、高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	必要に応じ筆談具やコミュニケーション支援ボード等を用いて案内する。	随時対応・定期実施		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。（聴覚障がい者への情報保障等）	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎市勤労市民会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	自動ドアの維持管理を適切に行い、車いす使用者に配慮した施設内通路幅を確保する。(80cm以上)	随時対応・定期実施		
敷地内通路	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施		
駐車場	車いす使用者用駐車施設の幅を確保する。(350cm以上)	随時対応・定期実施		
	駐輪場の整理・整頓を行う。	随時対応・定期実施		
その他の設備	貸出用の車いすについて、施設出入口及び受付に案内を掲示し、当該施設のホームページにも情報を掲載する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施		
維持管理	施設利用者が使いやすいよう、定期的な清掃と施設内の維持管理を行う。	随時対応・定期実施		
	エレベーター内と各階案内掲示部分の点字を更新する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
勤労市民会館は茅ヶ崎市が設置し、民間事業者が指定管理者として管理運営を行っているため、実施に際しては協議が必要となる。				

茅ヶ崎市青少年会館 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm 以上)	随時対応・定期実施		
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(弱視・色弱者に配慮した色使い等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(ポスター掲示等)	随時対応・定期実施		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
大規模改修等を実施する際には、事業計画段階に市民との意見交換の機会を設ける。				

茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施		
	車いす使用者等への迂回ルートに関する案内・誘導方策を検討する。	●	●	
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施		
	エレベーターの周囲には物を置かず、乗降する車いすがスムーズに通行できる空間を確保する。(150cm角以上)	随時対応・定期実施		
	中央通路における視覚障がい者の案内・誘導方策を検討する。	●	●	
	駐車場側の出入口周辺や廊下、階段等において、十分な照度を確保する。	随時対応・定期実施		
駐車場	優先駐車場の利用対象者、利用方法、不正利用防止策を見直し、案内をわかりやすく掲示する。	随時対応・定期実施		
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用、避難経路等)	随時対応・定期実施		
	視覚障がい者が出入口の位置を把握するための誘導案内設備について、定期的に調整を行う。	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	障がい者など単独での施設利用が難しい方には、施設出入口のインターホンから誘導をサポートする。	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	→	●	
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応・定期実施		

ちがさき市民活動サポートセンター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	→	●
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	随時対応・定期実施		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など)し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
事業については、指定管理者との協議の上実施する。				

ウ 福祉施設等

茅ヶ崎駅南口子育て支援センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		

茅ヶ崎市社会福祉協議会 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路（廊下）	相談カウンター周辺において、車いす使用者が方向転換等できるスペースを確保する。	随時対応・定期実施		
案内	ビル管理者と協働し、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	随時対応・定期実施		
防災	ビル管理者と協働し、避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	ビル管理者と協働し、優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	障がい理解促進のための福祉教育（出前講座）を推進する。	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。（聴覚障がい者への情報保障等）	随時対応・定期実施		
その他	パンフレットなど利用者向けの資料のうち必要性の高いものは、車いす使用者の利用に配慮した高さに配置する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市社協は、市との間で使用区分を限定した使用貸借契約を締結しており、直接の賃貸借契約の当事者ではないことから、他の複数団体も同居するさがみ農協茅ヶ崎ビル内の共有スペース（入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等）の仕様については、賃貸人（市）を通じて賃貸借契約の当事者（賃貸人）である「さがみ農協」と協議・調整・確認をする必要がある。				

茅ヶ崎駅北口子育て支援センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		

老人福祉センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路（廊下）	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。	随時対応・定期実施		
案内	高齢者・視覚障がい者・聴覚障がい者の利用に配慮し、案内表示等を充実する。	随時対応・定期実施		
	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。（漢字のルビ、やさしい日本語の使用等）	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民まなび講座の活用等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民まなび講座の活用等）	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードを設置し、設置に関する案内を提示する。	●		
その他	パソコンやスマートフォン等のICT機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
老人福祉センターは市が賃借している物件であるため、必要に応じて建物所有者（さがみ農業協同組合）と協議する。また、指定管理制度導入施設であるため、事業の実施にあたっては指定管理者と十分に協議し、調整を図る必要がある。				

茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		

エ 病院

茅ヶ崎市立病院 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	視覚障がい者等が出入口の場所を認識できるように、盲導鈴など音による案内を設置する。	●		
敷地内通路	JIS 規格に適合し、路面との色の違いがはっきりした視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。	●	●	
	病院正面玄関にアクセスする経路の舗装のがたつきを解消する（車いすやベビーカーががたつきにくい舗装材の採用）	●	●	
トイレ	男性トイレにベビィチェアやおむつ交換台を設置する。	●		
	トイレ内部を認識しやすいように配慮する。（洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保）	●		
駐車場	車いす使用者用駐車施設を増設する。	●	●	
受付・窓口	視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮し、音声や案内表示、バイブレーター等で順番を知らせるシステムを導入する。	●	●	
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、疑似体験を通じた障がい理解等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	高齢者、障がい者等の施設利用をサポートするボランティアを配置する。	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮（聴覚障がい者への情報保障等）	随時対応・定期実施		
その他	待合ロビー等必要な箇所に高い椅子（又は高さ調整可能な椅子）を設置し、膝が悪い人等が優先的に利用する旨を表記する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
医療的な視点からの検討が必要である。				

茅ヶ崎中央病院 事業主体：医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	男性トイレにベビーチェアやおむつ交換台を設置する。	→	●	
	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●	
商業施設	自閉症の方等のパニックを軽減するため、トイレ個室の真上にあるスピーカーを移設する。	→	●	
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施		
	施設を誘導する案内係を配置する。(利用者の多い時間帯等)	随時対応・定期実施		
維持管理	施設利用者の違法駐車や自転車等の放置を防ぐため、定期的な巡回や院内放送を実施する。	随時対応・定期実施		
その他	直通電話の設置位置を車いす使用者の方が利用しやすい位置に改善する。	●		
	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。(多種多様な方法による情報伝達 等)	随時対応・定期実施		

茅ヶ崎徳洲会病院 事業主体：医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
敷地内通路	舗装の適切な維持管理に努め、適宜修繕を行う。	随時対応・定期実施		
トイレ	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●	
案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	●	
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	インターホンを設置し、必要に応じて係員が個別に案内を実施する。	→	●	

オ 官公署等

茅ヶ崎市保健所 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	「保健所・保健センター整備の基本的な考え方」に基づき、幅広い年齢の方が、障がいの有無にかかわらず、安心して利用することができる新庁舎を整備する。	●	●	
建物内通路	主要な通路は、通行の妨げになる物品等を置かないように配慮する。	随時対応・定期実施		
教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	神奈川県の方針と合わせて、筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。（聴覚障がい者への情報保障等）	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民との意見交換を希望 ①事業内容：配慮が必要な方々に対する新庁舎の設備への意見聴取 ②実施予定時期：令和5年度～令和6年度 ③希望する属性：高齢者・障がい者全般、妊産婦、子育て世代				

茅ヶ崎郵便局 事業主体：日本郵便株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	●		
教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）	●		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。（点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など）	随時対応・定期実施		

カ 大規模店舗

ラスカ茅ヶ崎 事業主体：湘南ステーションビル株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
階段	バリアフリーに配慮した階段に改善する。(段鼻の色の強調、上下端への点状ブロックの設置)	→	→	●
トイレ(共通)	3階の車いす使用者用トイレの入口に音声案内を設置する。	●		
	車いす使用者用トイレの使用中表示を大きな表示に改善する。	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具の設置に関する案内を提示する。	●		

ヤマダデンキ LABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店 事業主体：株式会社ヤマダデンキ

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	出入口の視覚障がい者誘導用ブロックを遮らないようにマットや機械を移動する。	●		
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上を確保)	随時対応・定期実施		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	風除室にインターホンを設置し、視覚障がい者などサポートが必要なお客様に対して個別に案内を行う。	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		

イトーヨーカドー茅ヶ崎店 事業主体：株式会社カギサン、株式会社イトーヨーカ堂

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	南側出入口の扉のうち、1箇所は自動ドアを設置する。	→	●	
建物内通路	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施		
エレベーター	エレベーターに点字を設置する。	→	●	
駐車場(ちがさきパーキング)	車いす使用者用駐車施設及び高齢者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、利用者への啓発を行う。(チラシ配布等)	随時対応・定期実施		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	介助が必要な方への対応を充実する。(お買物介助サービス実施中、出入口へのインターホン設置については店舗改修等にあわせて実施を検討)	随時対応・定期実施		
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
市民との意見交換を希望 ①事業内容:店舗改装、②実施予定時期:未定、③希望する属性:高齢者・障がい者全般				

イオン茅ヶ崎中央店 事業主体：三井住友信託銀行株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ(共通)	おむつ交換台を増設する。	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	→	●	
	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施		
その他	売場や一般トイレなどに、非常事態を聴覚障がい者に知らせることができるフラッシュライト等を設置する。	●		
	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。(多種多様な方法による情報伝達等)	随時対応・定期実施		

イオンスタイル湘南茅ヶ崎 事業主体：イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	介助が必要な人が係員を呼び出せるよう、国道側の2階出入口のわかりやすい場所にインターホンを設置する。	→	●	
建物内通路	危険な箇所や案内誘導が必要な箇所には部分的に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、自動音声などで危険を知らせる。(エレベーターや階段の手前等)	→	●	
エレベーター	エレベーターのボタンの点字の表示位置を改善する。(ボタンが縦配列の場合は左側、横配列の場合は上側に設置)。	→	●	
	エレベーターの車いすマークの表示をわかりやすい位置・大きさに改善する。	→	●	
トイレ(共通)	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に音声案内を整備する。	→	→	●
トイレ	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に音声案内を整備する。	●		
駐車場	制限車高を超える福祉車両で利用される場合は、申出に応じて臨時停車スペース(県道側)を確保するとともに、その旨を広く周知する。	●		
案内	フードコート横のトイレの誘導サインや案内表示を改善する。	→	●	
	トイレ出入口周辺にバリアフリー設備の設置を示す案内表示を設置する。(ベビーカーで入れる個室あり、ベビーベッドあり等)	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
令和5(2023)年6月活性化工事オープン(2階、3階フロアのリニューアル)				

島忠茅ヶ崎店 事業主体：株式会社島忠

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm 以上)	随時対応・定期実施		
通路(廊下)	外売りの段差を解消して、買い物カートがつかないようにする。	●		
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

フレスポ茅ヶ崎 事業主体：大和リース株式会社

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
建物内通路	各店舗の主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm 以上)	随時対応・定期実施		
トイレ	テナント改装にあわせ、ベビーチェアやベビーベッド、オストメイト対応設備、広めの個室等を男女別トイレにそれぞれ設置し、車いす使用者用トイレの利用集中を回避する。	→	●	
	テナント改装にあわせ、トイレ内部を認識しやすいように配慮する。(洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保 等)	→	●	
	テナント改装にあわせ、洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●	
駐車場	車いす使用者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、路面の塗装や国際シンボルマークをわかりやすく表示する。	随時対応・定期実施		
	安全な歩行空間を確保する。(必要に応じて誘導員を配置)	随時対応・定期実施		
案内	トイレの設置場所がわかる案内表示を充実する。	→	●	
	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	●	
教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●		
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
テナント専用区画内の項目については、弊社単独判断で進めることができないので、テナントとの了承、調整、協力が必要である。 テナント改装にあわせ、トイレの設備・案内を更新する際には、事業実施段階に市民との意見交換の機会を設ける。				

キ 宿泊施設

東横 INN 湘南茅ヶ崎駅北口 事業主体：株式会社東横イン

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
出入口	自動ドアの交換時期にあわせ、視覚障がい者等が出入口の場所を認識できるように、盲導鈴など音による案内を設置する。	→	●	
トイレ	1 階トイレの案内表示を改善する。(男女のわかりやすさ、障がい特性に応じた利用への配慮等)	●		
教育啓発	車いす使用者の利用に配慮した設備等の設置や配置を検討する。	●		
	係員の教育をさらに深める(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

(5) 路外駐車場特定事業

ア 駐車場

茅ヶ崎第2駐車場 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	歩行者向けの案内・誘導サインを増設する。	→	●	
	車いす使用者用駐車施設を利用する場合は、本庁舎北側の駐車場を利用する旨を示す案内を掲示する。	●		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
車いす使用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。				

茅ヶ崎第3駐車場 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	車いす使用者用駐車施設を示す案内を設置する。(国際シンボルマークの表示等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
車いす使用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。				

茅ヶ崎第4駐車場 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
駐車場	料金ゲートの操作性向上に向けて検討する。	→	→	●
	障がい者等優先駐車施設の屋根の再設置について検討する。	→	→	●
案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●
	車いす使用者用駐車施設を示す案内を設置する。(国際シンボルマークの表示等)	随時対応・定期実施		
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
車いす使用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。				

(6) 都市公園特定事業

ア 公園

第一カッターきいろ公園（中央公園） 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
全体	中央公園再整備実施設計・工事を実施し、園内のバリアフリー化を図る。（平坦な園路の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、触知案内板の設置、駐輪スペースの確保、ベンチ・かまどベンチの増設、歩行空間の拡幅等）	→	●	
トイレ	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	随時対応・定期実施		
案内	公園利用者の利用マナーや禁止事項に関する案内サインを増設する。	→	●	
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
中央公園再整備計画は市民アンケート及びバリアフリー基本構想推進協議会の意見を踏まえて策定されているが、詳細設計において、必要に応じて関係者の意見を伺い、事業への反映を検討する。				

茅ヶ崎公園 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
トイレ	車いす使用者用トイレを改修する。（高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備、着替え台等）	→	→	●
	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	随時対応・定期実施		
遊具	インクルーシブ遊具設置に向けた検討を行う。	→	●	
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）	随時対応・定期実施		

イ 緑地

高砂緑地 事業主体：茅ヶ崎市

項目	特定事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
園路	園路の適切な維持管理を行う。(舗装のがたつきの改善等)	随時対応・定期実施		
	JIS 規格に適合し、周囲との色の差がはっきりした視覚障がい者誘導用ブロックに改修する。	→	●	
案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(全体案内図、バリアフリー経路等)	→	●	
教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		

(7) その他の事業

ア 海水浴場

サザンビーチちがさき 事業主体：茅ヶ崎市、神奈川県藤沢土木事務所

項目	その他の事業内容	実施時期		
		短期	中期	長期
通路	遊歩道の堆砂除去を適宜実施する。	随時対応・定期実施		
	歩行者が安全に通行できるように、自転車利用者へのルールやマナーなどの注意喚起を促す方法を検討する。	随時対応・定期実施		
	視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。(茅ヶ崎海岸グランドプランの計画に応じた誘導ルートと連携した配置を検討)	→	→	●
トイレ	常設トイレを設置する。(B 地区及び C 地区)	→	●	
休憩施設	休憩用のベンチを設置する。(B 地区及び C 地区)	→	●	
駐輪場	駐輪場及びレンタサイクルポートを設置する。(C 地区)	→	●	
バリアフリービーチ	貸出用のビーチ用車いすと車いす等が浜辺まで移動できるビーチマットを設置する。	●		
教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施		
	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施		
事業実施に際し配慮すべき事項等				
【県なぎさ港湾課】【農業水産課】【産業振興課】整備にあたっては「茅ヶ崎海岸グランドプラン」と整合・連携を図りながら進める必要がある。				

(8) 教育啓発特定事業

ア 重点整備地区

(1) 公共交通特定事業から(7)その他の事業までの特定事業の中で項目が「教育啓発」として位置づけられているもの。

イ 市が主体となって取り組む事業

「第7章 市が主体となって取り組む事業」のうち、心のバリアフリーの推進に関する教育啓発や普及啓発に位置づけられているもの。

5 重点整備地区のその他の事項

(1) 心のバリアフリー

ワークショップやアンケート調査、研修会等において、多くの市民の方から心のバリアフリーに関する課題や重要性に関するご意見をいただきました。

本市では、心のバリアフリーの普及・啓発に向けて、市・事業者・市民の主体別に取り組む位置づけ、それぞれが連携をしながら推進していきます。

表 心のバリアフリーに関する主なご意見

対象施設	主なご意見
公共交通	・優先席に健常者が座り、高齢者がいても気づかないふりをしている。 ・健常者もエレベーターを利用するため、車いすやベビーカーの方がずっと待っている。
道 路	・自転車利用のルール・マナーを守っていない人が多い。 ・視覚障がい者誘導用ブロック上に駐輪や看板等の不法占用物が置かれている。
建 築 物	・健常者が車いす使用者用駐車施設を利用して使いたい人が使えない。
公 園	・駐輪禁止にも関わらず、自転車が出入口付近に多くあり危険である。
そ の 他	・伝える努力と知ろうとする努力、お互いに歩み寄ることが大切である。 ・災害時に支援が必要な人がいないか、事前に地域で確認した方が良い。

ア 市主体の取組

本市は、市民全体の障がいへの理解を深め、心のバリアフリーへの関心を高めるための取組として、重点整備地区の枠を超えて、市が主体となって取り組む事業を設定します。詳細については、第7章をご参照ください。

イ 事業者主体の取組

本基本構想の特定事業者は、特定事業内容に基づき心のバリアフリーに関する取組を推進します。また、特定事業者を含むすべての事業者は、高齢者、障がい者等がより利用しやすい環境づくりに努めることとします。

心のバリアフリーの取組（事業者主体）	実施時期		
	短期	中期	長期
（特定事業者）特定事業内容に基づき心のバリアフリーに関する取組を推進する。	随時対応・定期実施		
（すべての事業者）高齢者、障がい者等がより利用しやすい環境づくりに努める。	随時対応・定期実施		

ウ 市民主体の取組

『移動等円滑化の促進に関する基本方針』では、国民は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性と、そのために高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならないとの考えから、心のバリアフリーを国民の責務として位置づけています。

本市では、国民の責務を果たすとともに、第6章に示した「心のバリアフリーの4つのポイント」（47ページ参照）を踏まえ、市民一人ひとりが心のバリアフリーへの理解や協力を実践できるよう積極的な情報収集や周知・啓発活動への参加に努めるとともに、市民主体の取組の展開を目指します。

心のバリアフリーの取組（市民主体）	実施時期		
	短期	中期	長期
心のバリアフリーへの理解・協力を実践する。	随時対応・定期実施		
市民主体の取組・イベント等に積極的に参加する。	随時対応・定期実施		

（2）公共サイン

個別の道路等の課題の他、地区全体の課題として、地域の案内地図や施設への道案内の不足、案内の内容のわかりにくさについて、指摘されています。

重点整備地区については、『公共サインガイドライン』に基づき、公共サインの維持管理、既存の公共サインの見直し、必要に応じ新規の公共サインの整備を進めていきます。

（3）商店街

生活関連施設に設定されていない商店街などの小規模店舗では、出入口に段差があったり、広い通路が確保されていなかったなど、車いす使用者の利用は困難な場合が多いのが現状です。

本基本構想で個別の店舗についてのバリアフリー化を位置づけることはありませんが、機会をとらえて施設の改善の可能性や人による対応の充実についての検討を働きかけていきます。

また、道路管理者と沿道商店街等が連携することにより歩行者空間をより使いやすくする取組についても、検討の可能性を探っていきます。

商店街における取組
・道路管理者と連携した出入口の段差解消 ・商店街等が連携し、沿道の空地を活用した歩行者空間やたまり空間の確保 ・車いすでも利用できる店舗内通路やトイレの確保 ・バリアフリー整備が困難な場所や、障がい者などが単独での利用が難しい場所などでの、人によるサポートなどの対応

6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

バリアフリー法では、基本構想の特定事業に位置づけられた特定事業者は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画）を作成したうえで、それぞれ事業を実施することとなっています。

本市では、基本構想の実現に向けて、各特定事業者と連携し、重点整備地区における特定事業計画の作成及び事業の実施を積極的に推進していくとともに、事業の実施にあたり関係機関との調整が必要な事業者に対しては協議の場を設けるなど、目標年次である令和14（2032）年度までに特定事業計画の事業進捗率7割の達成を目指し、円滑な事業推進に努めます。

また、特定事業計画に基づく事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行うなど、事業の見直しや追加についても検討していきます。